

# 国東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和4年3月

国 東 市



# 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画趣旨・目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画目標年度	3
第4節 計画対象区域	4
第2章 地域特性	5
第1節 自然特性	5
1. 位置及び沿革	5
2. 気候的特性	6
第2節 社会的特性	8
1. 人口動態	8
2. 産業動向	10
3. 土地利用状況	15
第3節 将来計画	16
第4節 水環境、水質保全に関する状況	17
第3章 ごみ処理の現況	18
第1節 ごみ処理の動向や現状	18
1. ごみ処理の動向	18
2. ごみ処理の現状	27
第2節 ごみ排出量の実績	33
1. 行政区域内人口及びごみ量の排出実績	33
2. 家庭系ごみ・事業系ごみの排出実績	34
3. 排出原単位の実績	35
第3節 ごみ処理量の実績	36
1. 焼却処理量（可燃ごみ）	36
2. 破碎・選別処理実績（不燃ごみ・資源ごみ）	36
3. 資源化実績（資源ごみ・焼却残渣）	37
4. 埋立処分実績	38
第4節 ごみの減量化・再生利用の実績	39
1. ごみの減量化・再生利用の取り組み実施状況	39
2. 生ごみ処理機等の購入補助実績	40
3. ダンボールコンポストの支給	40
第5節 ごみ質調査結果	40
第6節 ごみ処理経費	42
第7節 目標値等との比較	43
1. 前計画で設定した目標と達成状況	43
2. 全国・大分県の実績値	44

3. 類似都市・県内他都市との比較（一般廃棄物処理システム分析比較）	45
第4章 ごみ処理における課題	49
第1節 ごみの排出抑制	49
第2節 資源化	49
第3節 収集・運搬	49
第4節 中間処理	49
第5節 最終処分	49
第6節 広域処理におけるごみの分別・収集・処理体制の課題	50
第5章 人口及びごみの排出量と処理量の将来予測	51
第1節 ごみ処理体制及びごみ処理フロー	51
1. ごみ処理体制	51
2. ごみ処理フロー	51
3. ごみの分別と収集	52
第2節 人口及びごみの排出量と処理量の予測	53
1. 人口及びごみ排出量の予測	53
2. ごみ処理量の予測	54
第6章 ごみ処理の基本理念・基本方針	55
第1節 ごみ処理の基本理念	55
第2節 ごみ処理の基本方針	55
1. 排出抑制と資源化の推進	55
2. 環境教育・啓発活動の充実	56
3. 再資源化計画	56
4. 環境に配慮した安全で効率的な廃棄物処理システムの構築	56
5. その他の施策	57
第7章 ごみ処理基本計画	58
第1節 排出抑制目標の設定	58
1. 宇佐・高田・国東広域事務組合の排出抑制目標	58
2. 本市の排出抑制目標	59
第2節 目標達成のための施策	61
1. 本市におけるSDGsへの取り組み	61
2. 市民・事業者・行政の役割	63
3. 目標達成に向けての取り組み	64
第3節 排出抑制策実施後のごみ排出量・処理量の予測	74
1. ごみ排出量の予測	74
2. ごみ処理量の予測	76
第4節 広域ごみ処理施設供用開始後のごみ処理計画	80
1. ごみ処理の処理主体	80
2. ごみの分別区分	80
3. ごみ処理フロー	81

4. 収集・運搬計画.....	82
5. 中間処理計画.....	83
6. 最終処分計画.....	83
第5節 災害廃棄物処理計画.....	85
1. 災害廃棄物処理計画の概要.....	85
2. 災害廃棄物処理.....	85
第6節 進行管理.....	87
1. 廃棄物処理基本計画の進行管理.....	87
2. 計画施設の推進計画の進行管理.....	87

## 第 1 章 計画の基本的事項

### 第 1 節 計画趣旨・目的

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動により、私たちは物質的な豊かさを手に入れた一方で、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染等、地球規模での環境問題を招き、今日では国際的にその解決を図ることが世界共通の課題となっています。

これらのことから、2015 年 9 月に国連持続可能な開発サミットが開催され、2030 年に向けた具体的な行動指針である「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）が採択され、廃棄物の発生防止、再生利用及び再利用による大幅な削減などの資源・廃棄物問題を含む取組目標が示されたところです。

国では、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。

また、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環戦略」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の制定が行われ、持続可能な社会に向けた総合的な取組みが進められています。

国東市（以下、「本市」という。）においても、平成 29 年 3 月に、計画期間が平成 19 年度から令和 3 年度の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直し（以下、「前計画」という。）を行い、日常的に排出される一般廃棄物の適正処理及び資源化に努めてきました。

前計画が令和 3 年度に計画期間が満了するため、新たに、令和 4 年度を初年度とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）の策定を行います。本計画では、本市が長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として、ごみの発生から収集運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的として策定するものです。

なお、本市、宇佐市、豊後高田市で構成する宇佐・高田・国東広域事務組合（以下、「組合」という）が令和 7 年度の供用開始を目標に進めている、「広域ごみ処理施設」の計画を踏まえて策定します。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものとして位置付けられています。

本計画の策定にあたり、大分県が策定した「第5次大分県廃棄物処理計画（令和3年3月）」や、組合が策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年3月）」と整合性を図ります。

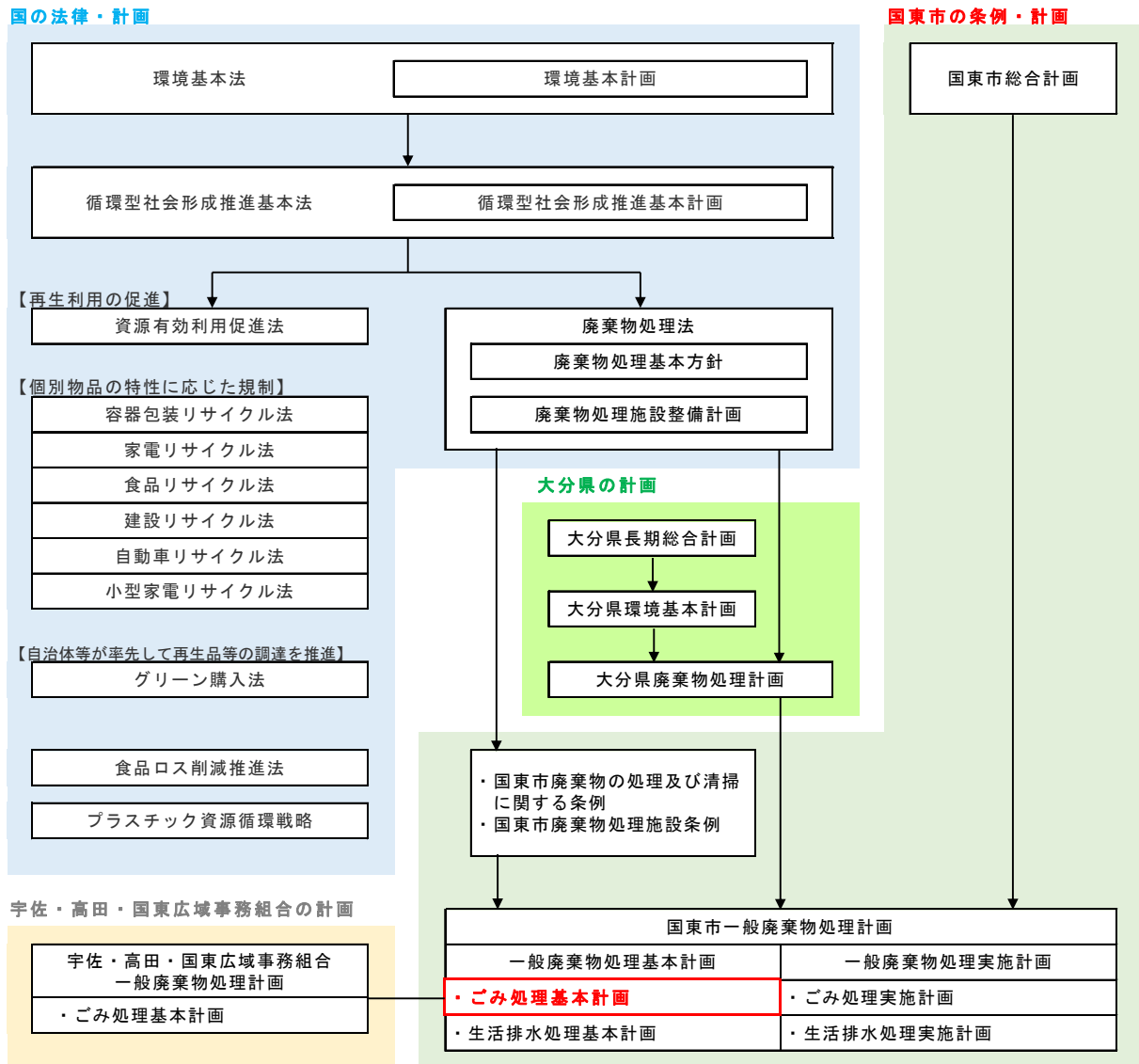


図 1-1 計画の位置付け

### 第3節 計画目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度から令和18年度の15年間とし、計画目標年度は令和18年度とします。しかし、組合が作成した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年3月）」では、令和10年度を目標年度に設定し、令和10年度のごみ排出量及び処理量を基に、広域ごみ処理施設の整備を進めています。本計画においても、その排出量及び処理量との整合性を図るために、令和10年度を目標設定年度とします。

なお、計画策定から概ね5年毎に計画の見直しを行うこととしますが、社会情勢に大きな変化が生じた場合や廃棄物及びリサイクルに関する法律等の諸制度に大幅な変更が生じた場合は、必要に応じて適宜計画を見直すこととします。

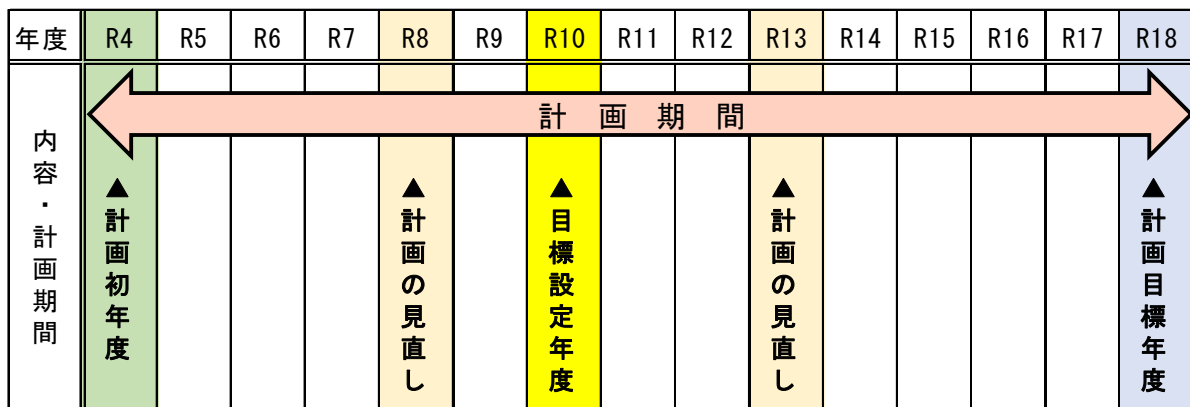


図 1-2 計画期間



#### 第4節 計画対象区域

計画対象区域は図 1-3に示すとおり、本市全域とします。



図 1-3 本計画の計画対象区域

## 第2章 地域特性

### 第1節 自然特性

#### 1. 位置及び沿革

##### (1) 位置

国東市は、北緯 33 度 33 分 55 秒、東経 131 度 43 分 54 秒に位置し、瀬戸内海に突き出ている国東半島の概ね東半分を占めており、総面積は 318.10km<sup>2</sup> を有しています。北は周防灘、東は伊予灘に面し、西側は豊後高田市、南側は杵築市に接しています。本市の北端は国見町伊美の亀崎、東端は国東町小原の黒津崎、南端は安岐町大添の松川、西端は国見町竹田津の大高島となっています。

夏は瀬戸内海式気候の特徴として降水量が少なく晴れの日が多いのですが、冬は関門海峡からの北西の季節風の影響を受けるため日本海側気候に近く、曇りや雨・雪の日も多く、ひと冬に数回ほどの積雪があります。

国東半島の中央部に位置する両子山、文珠山、伊美山を中心とする放射谷からなり、山の間をぬって水量の少ない小河川が流れ、いわゆる国東二十八谷を刻み、そこに狭長な平地が形成されています。また、火山特有の奇岩景勝に富み、多様な植生など独特の環境を形成しています。南部には本市で最長の安岐川、中部には田深川、北部には伊美川が流れ、各流域農地の貴重な灌漑用水源となっています。歴史的にみると、安国寺遺跡、鬼塚古墳、塚山古墳等の遺跡が至る所に散見され、古くから弥生式文化の地域社会が形成されていました。

##### (2) 沿革

平成 18 年 3 月 31 日に旧国見町、旧国東町、旧武蔵町、旧安岐町の 4 つの町が合併し、現在の国東市となりました。

本市を含む国東半島は、古くから瀬戸内海ルートを中心に中央との結びつきが強く、奈良時代末頃より、宇佐神宮の勢力との関わりの中で、国東半島に次々と寺院が建立されていきました。徳川時代は小藩分立の時代でしたが、大部分は杵築藩の統治下にあり、藩主松平侯は、文教をはじめ治山、治水、殖産に力を入れ、文化、産業等各分野に渡って大いに発展しました。

古来より瀬戸内海ルートの要衝として本州・四国とのつながりは強かったものの、陸上交通の面では不便でした。しかし昭和 46 年に空の玄関である大分空港が開港し、国内線はもとより国際線も就航するようになりました。昭和 59 年には県北国東地域テクノポリス計画の地域指定がされ、インフラストラクチャーの整備が進み、先端技術産業を中心に企業誘致が積極的に行われ、着実に大分県での重要な位置を占めるようになっていきます。

## 2. 気候的特性

本市の気象は、全体的に降水量が少なく温暖な気候となっており、冬は関門海峡から北西の季節風の影響を受けるため、曇りや雨、風の強い日が多いことが特徴です。

本市（国見地域気象観測所）の過去10年間（平成23年から令和2年）の年間平均気温及び降水量を表2-1及び図2-1に示します。本市における過去10年間の年間平均気温は、15.8～17.2℃となっており、降水量は、1354.0mm～1953.0mmとなっています。

表 2-1 年別平均気温及び降水量

年次	項目	平均気温 (℃)	降水量 (mm)
平成23年		16.0	1937.0
平成24年		15.8	1644.0
平成25年		16.4	1805.0
平成26年		15.9	1503.0
平成27年		16.3	1766.5
平成28年		17.2	1858.5
平成29年		16.3	1601.0
平成30年		16.5	1628.0
令和1年		16.9	1354.0
令和2年		16.7	1953.0
平均		16.4	1705.0

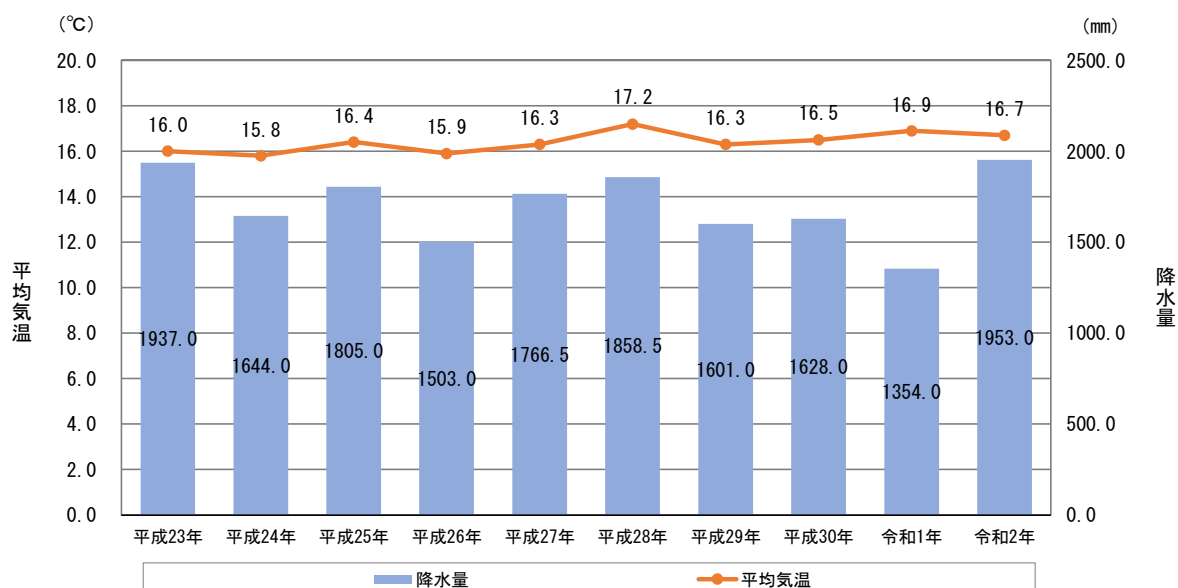


図 2-1 年別平均気温及び降水量

令和2年の月別平均気温及び降水量を表 2-2 及び図 2-2 に示します。令和2年において、平均気温は12月に最も低くなり(7.7℃)、8月が最も高くなりました(28.5℃)。降水量は8月、11月、12月で50.0mmを下回りました。

表 2-2 令和2年の月別平均気温及び降水量

年次	項目	平均気温 (℃)	降水量 (mm)
令和2年	1月	8.8	125.5
	2月	8.3	79.0
	3月	10.8	113.0
	4月	12.8	64.5
	5月	19.4	154.0
	6月	23.4	353.0
	7月	24.5	627.5
	8月	28.5	30.5
	9月	23.7	181.5
	10月	18.5	140.0
	11月	14.5	41.0
	12月	7.7	43.5

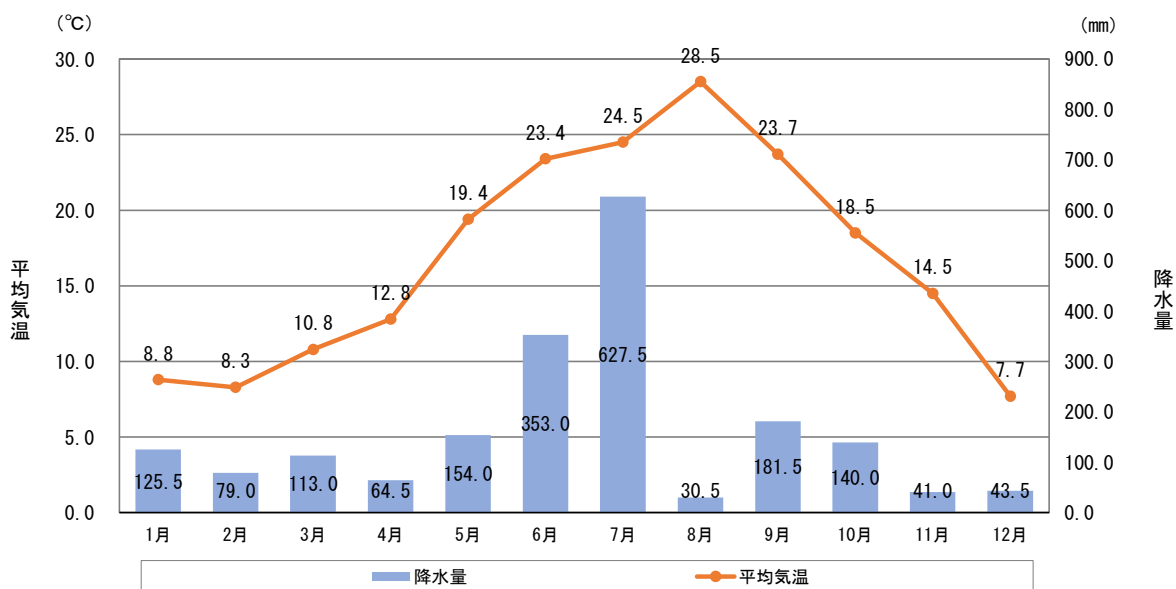


図 2-2 令和2年の月別平均気温及び降水量

## 第2節 社会的特性

### 1. 人口動態

#### (1) 人口

国勢調査に基づいた本市の平成2年から令和2年までの人口の推移を表2-3及び図2-3に示します。

本市の人口は平成2年から令和2年まで減少し続け、平成2年に37,771人であったものが、令和2年には26,246人（平成2年の69.5%）となっています。

表 2-3 人口の推移

年次	人口
平成2年	37,771
平成7年	36,253
平成12年	35,425
平成17年	34,206
平成22年	32,002
平成27年	28,647
令和2年	26,246

【資料：国勢調査（大分県統計年鑑）】

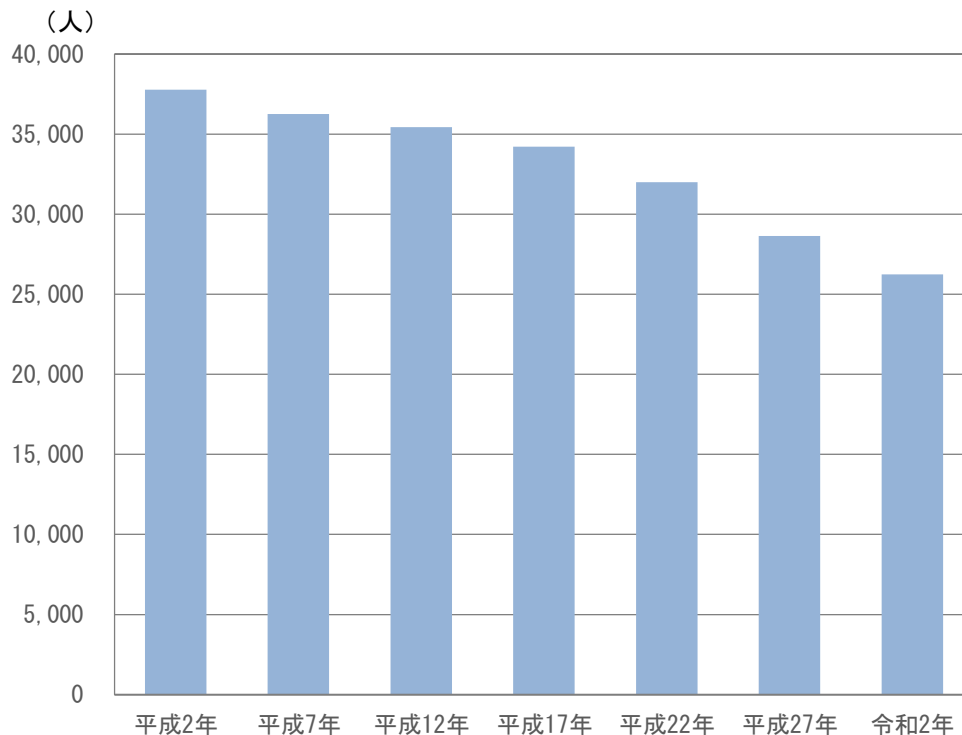


図 2-3 人口の推移

(2) 年齢別人口

本市における年齢別の人口分布を表 2-4 及び図 2-4 に示します。

全体の構成は生産年齢人口（15～64 歳）が多く、年少人口（0～14 歳）が少ないつぼ型で、長期的に人口が減少する形になっています。

老年人口（65 歳～）は 40.3% を占めるのに対し、年少人口は 9.8% となっています。

表 2-4 年齢別人口（平成 27 年 10 月 1 日現在）

区分	総数	0～14歳	15～64歳	65歳～	年齢不詳
男	13,588	1,469	7,222	4,829	68
女	15,059	1,327	6,962	6,722	48
合計	28,647	2,796	14,184	11,551	116

【資料：国勢調査（大分県統計年鑑）】

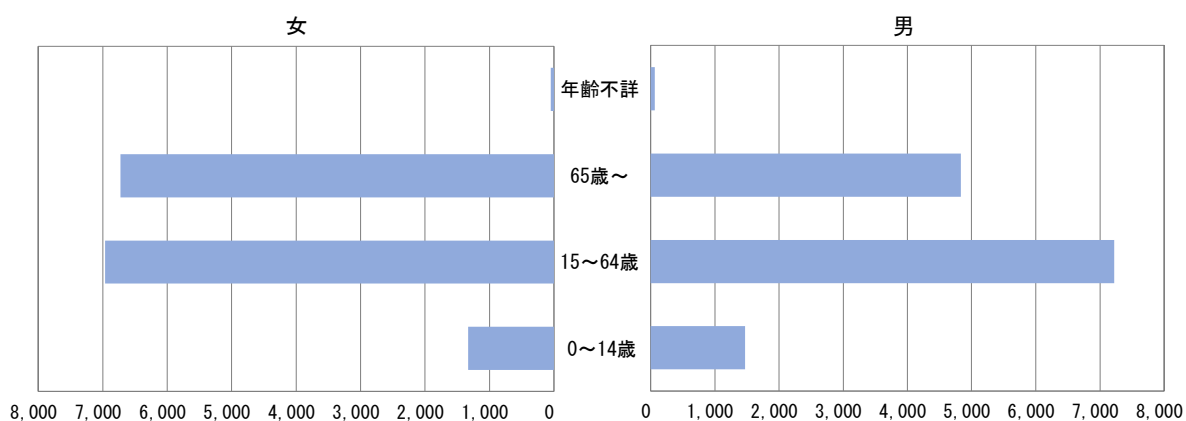


図 2-4 年齢階級別人口（平成 27 年 10 月 1 日現在）

## 2. 産業動向

### (1) 産業構造

本市における産業別就業者数を表 2-5 及び図 2-5 に示します。

本市の就業者数は、平成 12 年に 17,948 人であったものが、年々減少し、平成 27 年には 13,449 人と減少しています。

また平成 27 年 10 月 1 日現在における大分類別の就業者割合は、第 3 次産業が最も多く 52.7%となっており、次いで第 2 次産業が 28.2%、第 1 次産業が 17.4%となっています。

表 2-5 産業別就業者数

区分 産業別	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		平成27年（大分県）	
	実数 （人）	割合 （%）	実数 （人）	割合 （%）	実数 （人）	割合 （%）	実数 （人）	割合 （%）	実数 （人）	割合 （%）
総数	17,948	100.0	17,060	100.0	14,779	100.0	13,449	100.0	546,167	100.0
第1次産業	4,150	23.1	3,803	22.3	2,698	18.3	2,342	17.4	36,475	6.7
農業	3,495	19.5	3,232	18.9	2,207	14.9	1,957	14.6	31,401	5.7
林業	27	0.2	37	0.2	30	0.2	31	0.2	1,743	0.3
漁業	628	3.5	534	3.1	461	3.1	354	2.6	3,331	0.6
第2次産業	6,008	33.5	4,996	29.3	4,530	30.7	3,792	28.2	121,915	22.3
鉱業	12	0.1	4	0.0	0	0.0	1	0.0	693	0.1
建設業	2,018	11.2	1,374	8.1	876	5.9	796	5.9	46,376	8.5
製造業	3,978	22.2	3,618	21.2	3,654	24.7	2,995	22.3	74,846	13.7
第3次産業	7,784	43.4	8,214	48.1	7,293	49.3	7,094	52.7	363,361	66.5
電気・ガス・水道業	56	0.3	46	0.3	25	0.2	24	0.2	2,613	0.5
運輸・通信業	766	4.3	687	4.0	601	4.1	557	4.1	29,300	5.4
卸売・小売業・飲食店	2,287	12.7	1,835	10.8	1,599	10.8	1,383	10.3	82,577	15.1
金融・保険業	193	1.1	157	0.9	135	0.9	132	1.0	11,116	2.0
不動産業	30	0.2	36	0.2	86	0.6	105	0.8	7,516	1.4
サービス業	3,703	20.6	4,785	28.0	4,124	27.9	4,259	31.7	207,396	38.0
公務	749	4.2	668	3.9	723	4.9	634	4.7	22,843	4.2
分類不能の産業	6	0.0	47	0.3	258	1.7	221	1.6	24,416	4.5

【資料：国勢調査（大分県統計年鑑）】

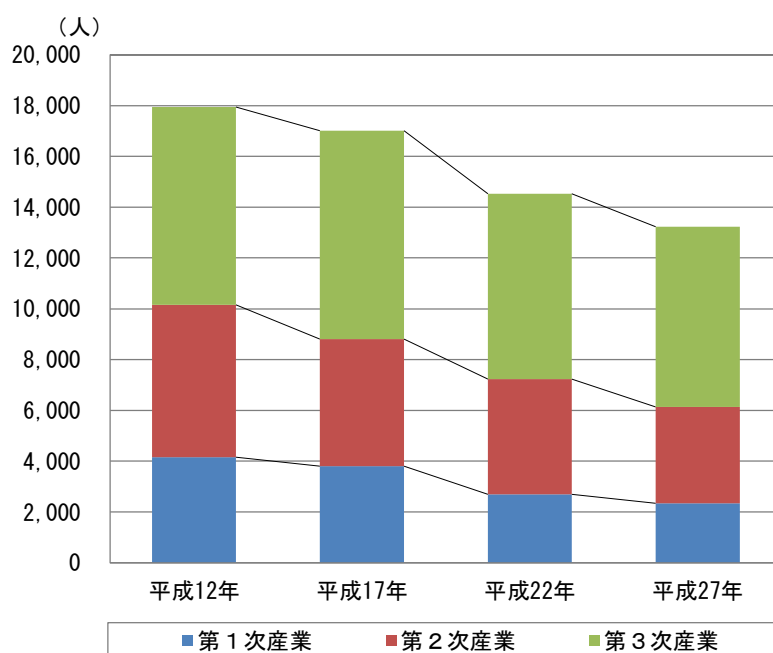


図 2-5 産業別就業者数

(2) 農業

本市の専兼業別農家数と農家人口を表 2-6 及び図 2-6 に示します。

販売農家数については兼業農家数が大幅に減少し、平成 27 年の戸数を平成 12 年と比較すると、第一種兼業農家数が 34.5%、第二種兼業農家数が 39.9%となっています。また、専業農家も減少傾向にあります。

農業就業人口についても農家数同様に減少し、平成 27 年では平成 12 年に比べて 51.5% とほぼ半減しています。

表 2-6 専兼業別農家数

区分	農業就業人口（販売農家：人）			販売農家数（戸）	専業（戸）	兼業（戸）	
	計	男	女			第一種	第二種
平成12年	4,710	2,206	2,504	3,166	914	412	1,840
平成17年	4,052	1,995	2,057	2,615	948	264	1,403
平成22年	3,328	1,739	1,589	2,113	903	180	1,030
平成27年	2,426	1,324	1,102	1,637	761	142	734

【資料：農林業センサス（大分県統計年鑑）】

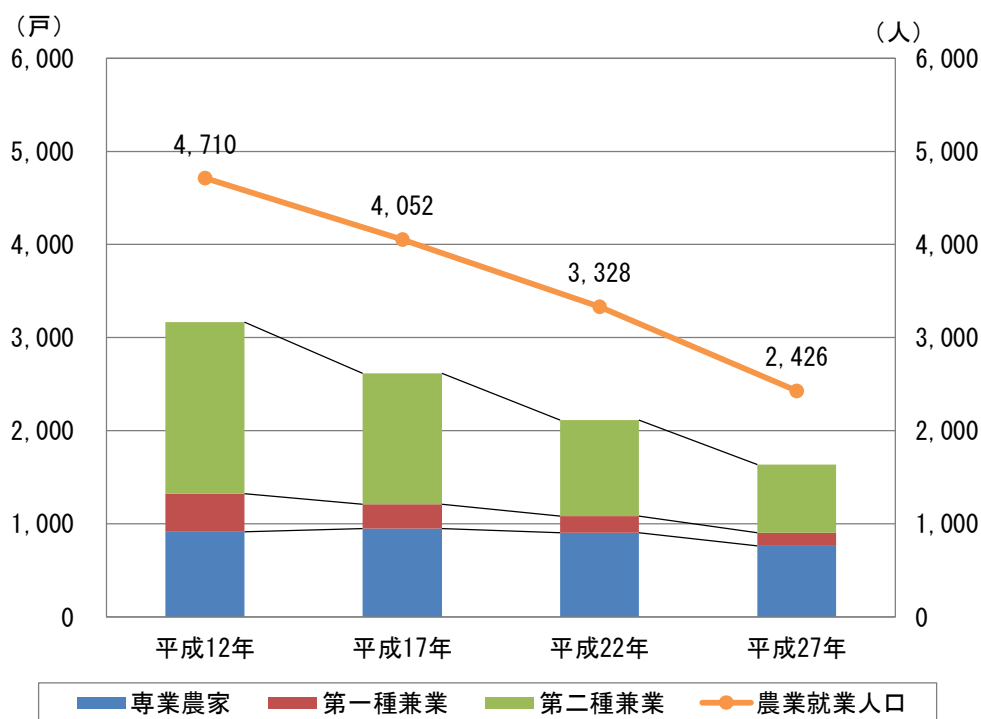


図 2-6 専兼業別農家数



本市の経営耕地面積を表 2-7 及び図 2-7 に示します。

経営耕地面積は、いずれの耕地も年々減少しており、平成 27 年では合計で 2,046ha、行政区域面積（31,810ha）の 6.4% となっています。また、その内訳は田が 84.8%、畑が 5.8%、樹園地が 9.4% となっています。

表 2-7 経営耕地面積

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
田	2,235	76.6%	2,110	80.5%	1,934	82.0%	1,736	84.8%
畑	260	8.9%	204	7.8%	178	7.5%	118	5.8%
樹園地	425	14.6%	307	11.7%	245	10.4%	192	9.4%
計	2,920	100%	2,621	100%	2,358	100%	2,046	100%

【資料：農林業センサス（大分県統計年鑑）】

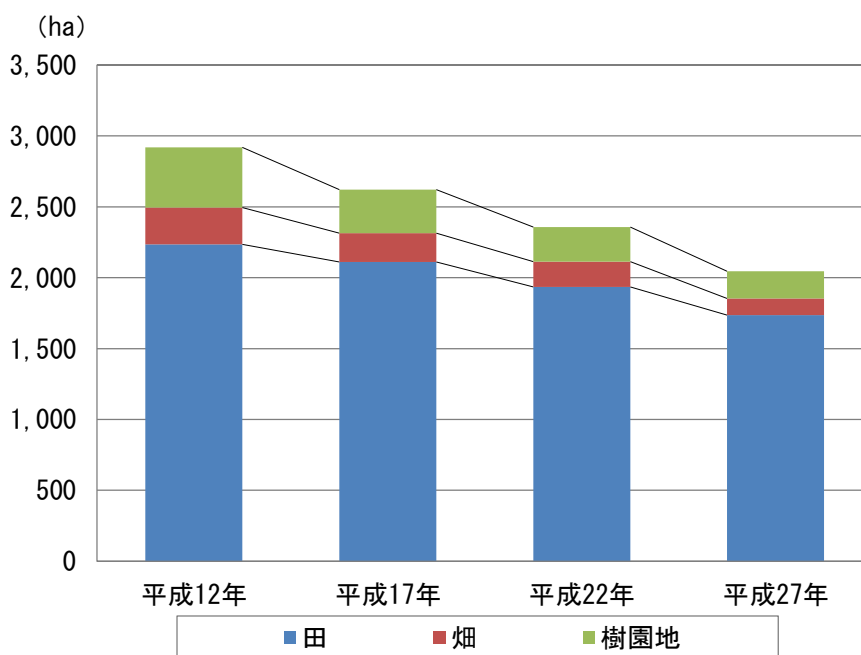


図 2-7 経営耕地面積

(3) 工業

本市における事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移を表 2-8 及び図 2-8 に示します。

事業所数は、平成 12 年から比較すると減少していますが、平成 22 年から平成 27 年にかけては微増しています。平成 27 年の事業所数は 66 事業所で、平成 12 年の 64.1% となっています。

従業者数については、平成 12 年から平成 22 年にかけて増加傾向にありましたが、平成 27 年は減少しています。

製造品出荷額については、平成 12 年から平成 22 年にかけては横ばいですが、平成 27 年に大きく減少し、平成 12 年の 60.9% となっています。

表 2-8 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成12年	103	4,026	252,114
平成17年	83	4,440	259,887
平成22年	61	4,641	250,552
平成27年	66	4,179	153,663

【資料：工業統計調査（大分県）】

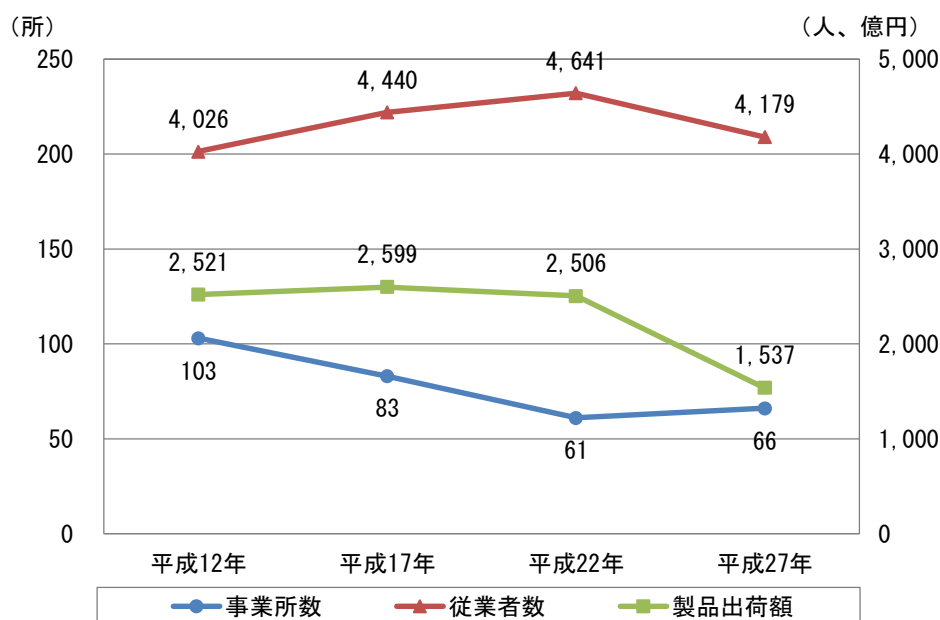


図 2-8 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

(4) 商業

本市における事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移を表 2-9 及び図 2-9 に示します。

事業所数及び従業者数については、いずれも減少傾向にあります。

年間商品販売額については、平成 24 年までは減少傾向にありますが、平成 26 年以降増加しています。

表 2-9 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成16年	546	2,223	29,878
平成19年	470	1,917	27,040
平成24年	398	1,840	25,576
平成26年	397	1,714	30,113
平成28年	367	1,593	30,155

【資料：商業統計調査・経済センサス（大分県統計年報）】

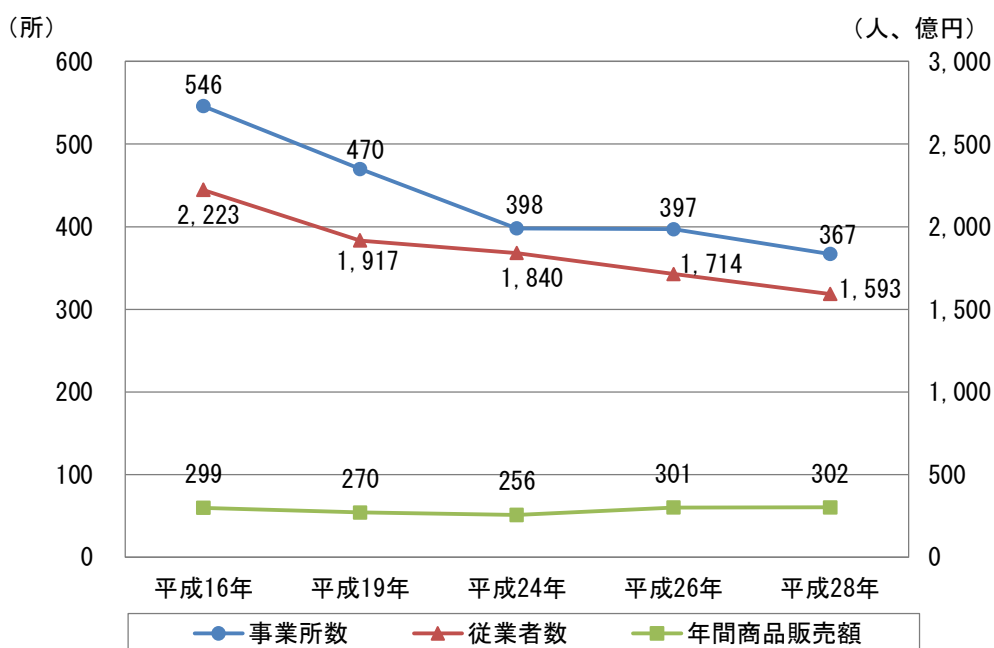


図 2-9 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

### 3. 土地利用状況

本市における土地の利用状況を表 2-10及び図 2-10に示します。

土地利用状況は、平成 30 年現在で山林が 55.0%を占めており、次いで田が 9.2%、竹林が 5.5%と続いています。

表 2-10 地目別土地面積

(単位：ha)

区分	総数	耕地		林野			宅地	その他
		うち田	山林	竹林	原野			
平成12年	31,778	4,272	3,100	17,213	1,934	394	871	7,094
平成17年	31,780	4,058	3,014	17,100	1,919	551	919	7,233
平成22年	31,784	3,960	2,980	17,269	1,914	391	929	7,321
平成27年	31,808	3,870	2,970	17,503	1,752	326	906	7,452
平成30年	31,810	3,830	2,940	17,501	1,745	315	904	7,515

【資料：大分県統計年鑑】

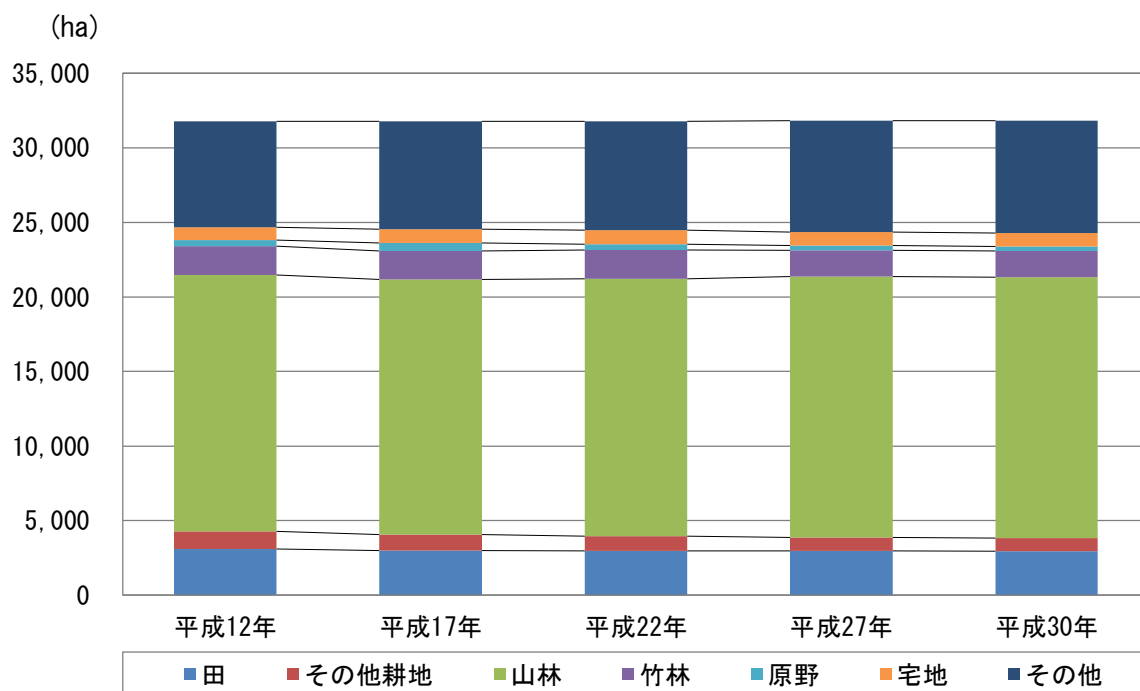


図 2-10 地目別土地面積

### 第3節 将来計画

本市の総合的な計画として平成26年3月に第2次国東市総合計画（以下、「総合計画」という。）が策定されました。総合計画では、将来像として、悠久の歴史と賑わいの空間で織りなすハイブリッド都市「くにさき」を掲げ、「地元力」、「定住力」、「新活力」をキーワードに「三つの力」をさらに高めることで「人口増加都市くにさき」を目指すことを基本目標としています。

本計画に関連する内容としては、『福祉・安全・子育て「地元力充実」プロジェクト』のなかで「ごみ減量化運動の推進と新広域ごみ処理場の円滑な稼働」をテーマとして、ごみ減量化運動を再構築して環境保全活動を推進するとともに、農業や下水、し尿施設と連携した事業を検討し、新しい広域ごみ処理場の稼働に備えていくこととしています。

総合計画の体系図を図2-11に示します。

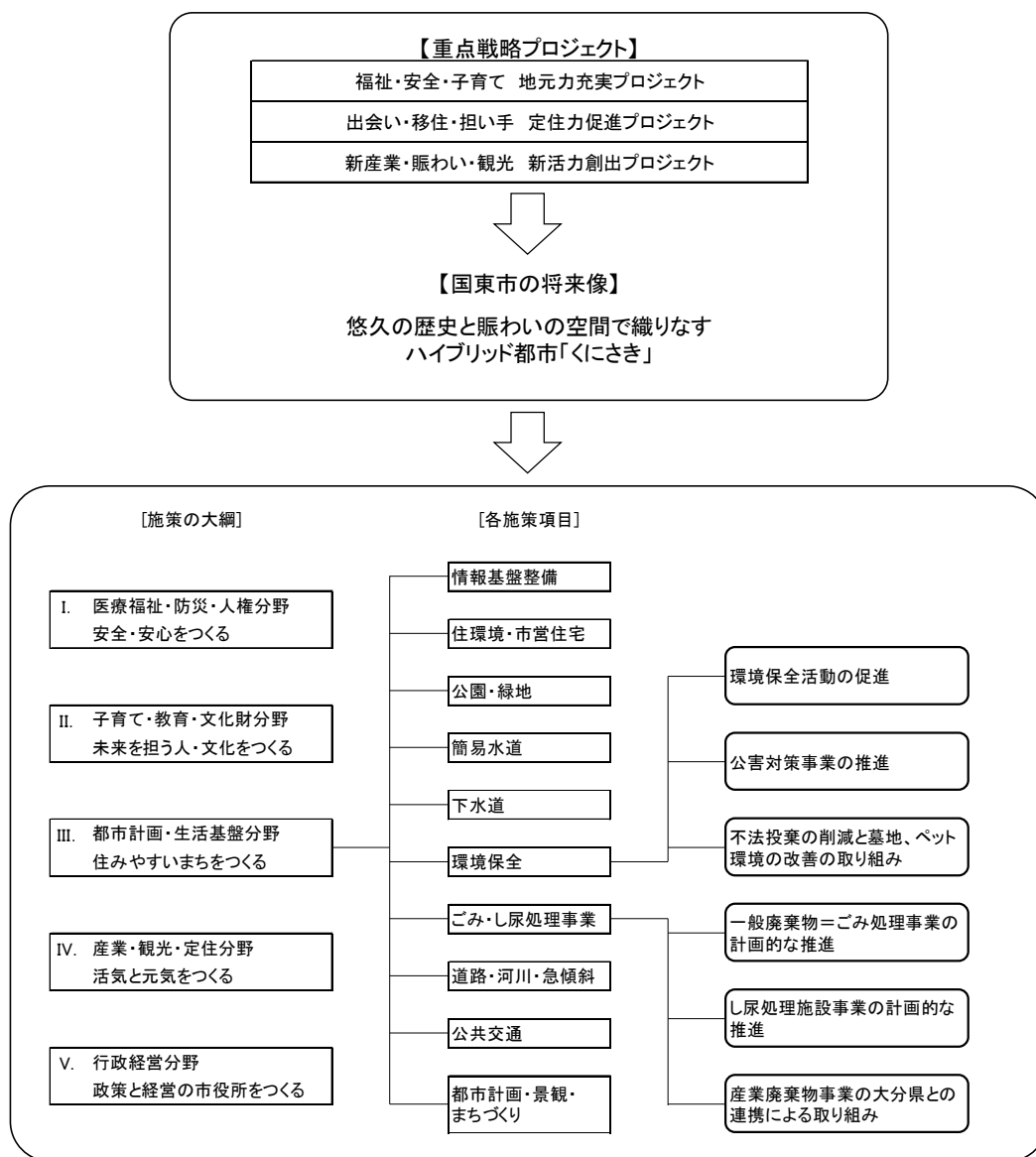


図 2-11 第2次国東市総合計画の体系図

#### 第4節 水環境、水質保全に関する状況

本市における生活排水処理施設の整備状況を表 2-1 1 及び図 2-1 2 に示します。

本市では、公共下水道事業 1 箇所、特定環境保全公共下水道事業 3 箇所、農業集落排水事業 1 箇所の、合計 5 箇所の集合処理施設で整備を推進し、概ね完了しています。

また、本市全域で合併処理浄化槽の整備も行われております。

生活排水処理のうち、集合処理の割合は全体の約 56.8%、合併処理浄化槽の割合は全体の約 17.3%で、概ね約 74.1%の生活排水処理が可能な状況となっています。

なお、令和元年度の大分県全体での生活排水処理の割合は約 77.7%となっており、県全体と比較すると、本市は若干低い状況にあります。

表 2-1 1 生活排水処理施設整備状況（令和元年度末）

種別		国東市		大分県	
		人口(人)	割合	人口(人)	割合
集合処理	公共下水道	3,861	14.0%	590,133	51.5%
	特定環境保全公共下水道	11,455	41.6%		
	農業集落排水	336	1.2%		
	コミュニティプラント	0	0.0%		
	小計	15,652	56.8%		
個別処理	合併処理浄化槽	4,749	17.3%	266,741	23.3%
処理可能人口		20,401	74.1%	890,468	77.7%
未処理人口		7,114	25.9%	255,579	22.3%
合計		27,515	100.0%	1,146,047	100.0%

【資料：国東市 HP、大分県 HP】

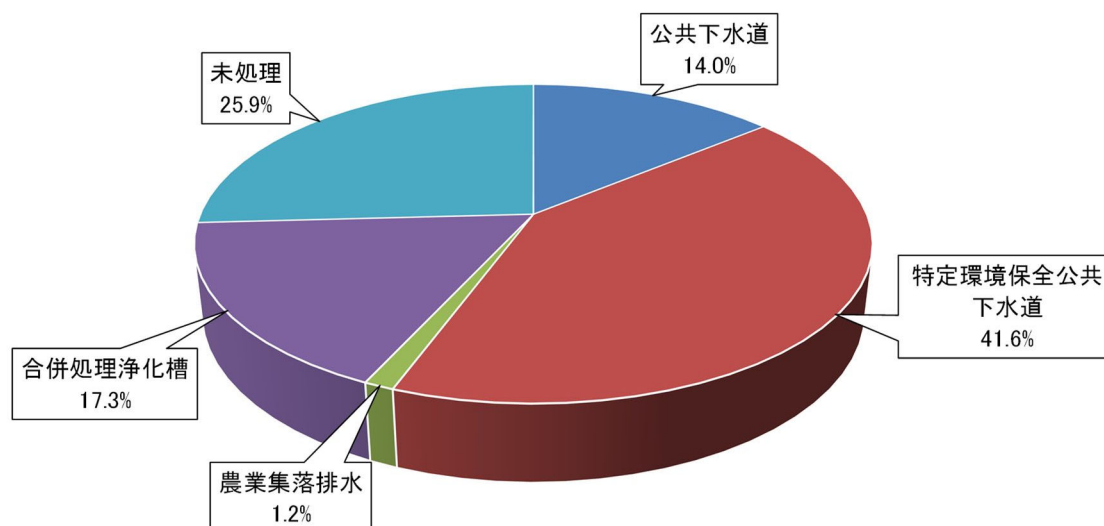


図 2-1 2 国東市の生活排水処理施設整備状況（令和元年度末）

### 第3章 ごみ処理の現況

#### 第1節 ごみ処理の動向や現状

##### 1. ごみ処理の動向

##### (1) 国の計画

国では、第四次循環型社会形成推進基本計画（以下、「第四次循環計画」という。）が平成30年6月に、プラスチック資源循環戦略が令和元年5月にそれぞれ策定され、食品ロス削減推進法が令和元年10月に制定されています。

##### 1) 第四次循環計画

「第四次循環計画」では、循環型社会形成に向けた取組みの中長期的な方向性及び各主体の役割を示しています。

中長期的な方向性として、「持続可能な社会づくりとの統合的取組み」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「循環分野における基盤整備」などの方向性が示され、持続可能な社会の実現を見据え、具体的な取組みを進めていくこととしています。

また、循環型社会を形成するためには、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが必要不可欠としています。

表 3-1 第四次循環計画（循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性）

中長期的な方向性	将来像	国の取組み
持続可能な社会づくりとの統合的取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> <li>○環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進</li> <li>○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価</li> <li>○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動</li> <li>○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制</li> <li>○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用</li> <li>○廃棄物エネルギーの徹底活用</li> <li>○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進</li> <li>○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開</li> </ul>
多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等</li> <li>○災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域循環共生圏の形成に向けた施策</li> <li>○バイオマスの地域内での利活用</li> </ul>
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発設計段階での省資源化等の普及促進</li> <li>○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価</li> <li>○素材別の取組</li> </ul>
適正処理の更なる推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会</li> <li>○海洋ごみ問題が解決に向かい、</li> </ul>	<p>【適正処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安定的・効率的な処理体制の整備</li> <li>○廃棄物処理システムの地球温暖化対策・災害対策の強化</li> <li>○地域での新たな価値創出に資する廃棄物処理施設の整備</li> </ul>

中長期的な方向性	将来像	国の取組み
	<p>不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会</p> <p>○東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生</p>	<p>○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制</p> <p>○電子マニフェスト義務付け拡大</p> <p>○循環分野における環境産業全体の健全化、振興</p> <p>【環境再生】</p> <p>○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</p> <p>○空き家対策、空き店舗対策</p> <p>【東日本大震災からの環境再生】</p> <p>○放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理、除去土壌等の減容・再生利用などの着実な実施</p> <p>○被災地の未来志向の復興創生</p>
万全な災害廃棄物処理体制の構築	<p>自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靭化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会</p>	<p>【自治体レベル】</p> <p>○災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>○国民に対して自治体等が協力を得られるよう情報発信、コミュニケーションの場の設置を支援</p> <p>【地域レベル】</p> <p>○地域ブロック協議会の運営、行動計画の見直し</p> <p>○共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催等</p> <p>【全国レベル】</p> <p>○災害廃棄物処理実績を蓄積、情報プラットフォームを整備・運営</p> <p>○災害廃棄物処理の円滑化・高効率化・IT、人工衛星等の最新技術の活用</p> <p>○D. Waste-Net の体制強化、平時の取組の充実</p> <p>○災害時に拠点となる廃棄物処理施設の整備</p>
循環分野における基盤整備	<p>適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</p>	<p>【国際資源循環体制の構築】</p> <p>○2016年「富山物質循環フレームワーク」等に基づき、資源効率性の向上や3Rの推進</p> <p>○「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の活動に協力、知見の共有</p> <p>○国内外で発生した二次資源について日本の環境先進技術を活かしつつリサイクルを適正に推進（パーゼル法の改正等）</p> <p>【循環産業の海外展開】</p> <p>○「もったいない精神」を海外に紹介、モノを大切にす意識の向上</p> <p>○我が国の質の高い環境インフラについて、制度・システム・技術等をパッケージとして海外展開</p> <p>○日本の災害廃棄物対策ノウハウの提供、JICA等と連携した被災国支援スキーム</p>

表 3-2 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する項目別  
物質フロー指標（代表指標）と数値目標

指 標	目標数値	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約 850 g/人・日	令和7年度
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	約 440 g/人・日	令和7年度
事業系ごみ排出量	約 1,100 万 t/年	令和7年度



## 2) プラスチック資源循環戦略

「プラスチック資源循環戦略」では、廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題になっていることに対応するために、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略です。

### 基本原則：「3R+Renewable」

#### <リデュース>

- 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

#### <リユース・リサイクル>

- 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用

#### <再生利用・バイオマスプラスチック>

- 2030年までに再生利用を倍増
- 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

## 3) 食品ロス削減推進法

国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むことを目的として制定されました。

食品ロス削減推進法に基づき令和2（2020）年3月に閣議決定した国の基本方針では、食品ロス量を平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに半減させることを目標として定めています。また、区市町村には「食品ロス削減推進計画」策定の努力義務が課せられました。

## (2) 大分県の計画

大分県では、「第5次大分県廃棄物処理計画」が令和3年3月に策定されています。第4次計画の達成状況は以下のようになっています。

- ◎平成30年度の一般廃棄物の状況を、第4次計画で定めた令和2年度目標と比較すると、最終処分量以外の目標は未達成である。
- ◎排出量については、生活系ごみは人口減少等により減少する傾向にあるものの、事業系ごみが経済活動の回復等により増加傾向にある。再生利用率及び最終処分率については低下傾向にある。

上記の現状により、課題を以下のよう設定しています。

### ◎ごみの減量化

1人1日当たりのごみ排出量は近年ほぼ横ばい状態である。全国平均と比較すると排出量は平均をやや上回っている。都市部、観光地等の地域特性や近年排出量が増加している事業系など各市町村の課題に応じた削減を進める必要がある。

### ◎再生利用

再生利用率は全国平均よりも低く、平成25年度実績(20.3%)からみても低下傾向にある。品目別にみると紙類、容器包装プラスチック、ガラス類の回収が全国平均より低いため、一部自治体で区分されていない資源物の分別を設けることが必要である。

さらに、容器包装プラスチック以外の燃えるごみとして排出されるプラスチック類も、資源として分別回収を推進する必要がある。

### ◎最終処分

最終処分率は全国平均より低く、平成25年度(8.6%)からみても低下傾向にある。今後最終処分場を確保する必要があるが、3Rの取組を進めることにより施設の延命化を図る必要がある。

### ◎施設整備

廃棄物処理施設の更新に当たっては、長寿命化や広域化、PFIの導入等を十分検討したうえで計画的に行う必要がある。さらに、廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理を前提として、地域における循環型社会の形成の推進や災害対策等の拠点となるインフラとして、その役割が期待されており、余熱利用や耐震化などの検討も必要となる。

第5次大分県廃棄物処理計画は、減量化の目標を、各種施策による取り組みや国の目標値を踏まえ、以下のように設定しています。

- ◎令和7年度のごみ排出量を、平成30年度より約11%減の357千t以下。
- ◎令和7年度の1人1日当り排出量を、898g/人・日以下。
- ◎令和7年度の再生利用率を、平成30年度から約6ポイント増の25.0%以上。

表 3-3 減量化目標

項 目		実 績		将来予測 (現状維持)	排出目標予測	
		H25年度	H30年度 (基準年度)	R7年度	R7年度	
ごみ排出量	千t	416	401	378	357	
	g/人・日	951	948	951	898	
処理・ 処分	再生 利用量	千t	85	75	71	89
		g/人・日	193	177	178	225
	最終 処分量	千t	36	30	27	18
		g/人・日	82	70	68	45
再生利用率	%	20.3	18.7	18.7	25.0	
最終処分率	%	8.6	7.4	7.2	5.0	

### (3) 本市の上位計画

本市では、「第2次国東市総合計画」を平成26年3月に策定しています。

#### 1) 国東市の将来像

これまで国東市は、歴史に彩られた文化や伝統を中心にしたイメージで語られて来ました。一面では、そのイメージは、現在でも本市の持つ最大の魅力となっています。しかし、本市の現状を見るに厳しい人口減少社会を迎えているのも事実となっています。そこで、新しい国東市の将来像は、これまでの本市のイメージを大事にしながらも新しいイメージにも挑戦する宣言として、市の現況やこれまでの計画の視点、市民の意向や最新の社会・経済の動向を踏まえ、【悠久の歴史と賑わいの空間で織りなすハイブリッド都市「くにさき」】と設定します。

#### 2) 基本目標と戦略プロジェクト

「悠久の歴史と賑わいの空間で織りなすハイブリッド都市「くにさき」を達成するため、基本目標を「地元力充実、定住力促進、新活力創出で人口増加都市「くにさき」を目指します。」に設定し、重点戦略プロジェクト（施策大綱）として以下の3項目を挙げています。

- ① 福祉・安全・子育て『地元力充実』プロジェクト
- ② 出会い・移住・担い手『定住力促進』プロジェクト
- ③ 新産業・賑わい・観光『新活力創出』プロジェクト

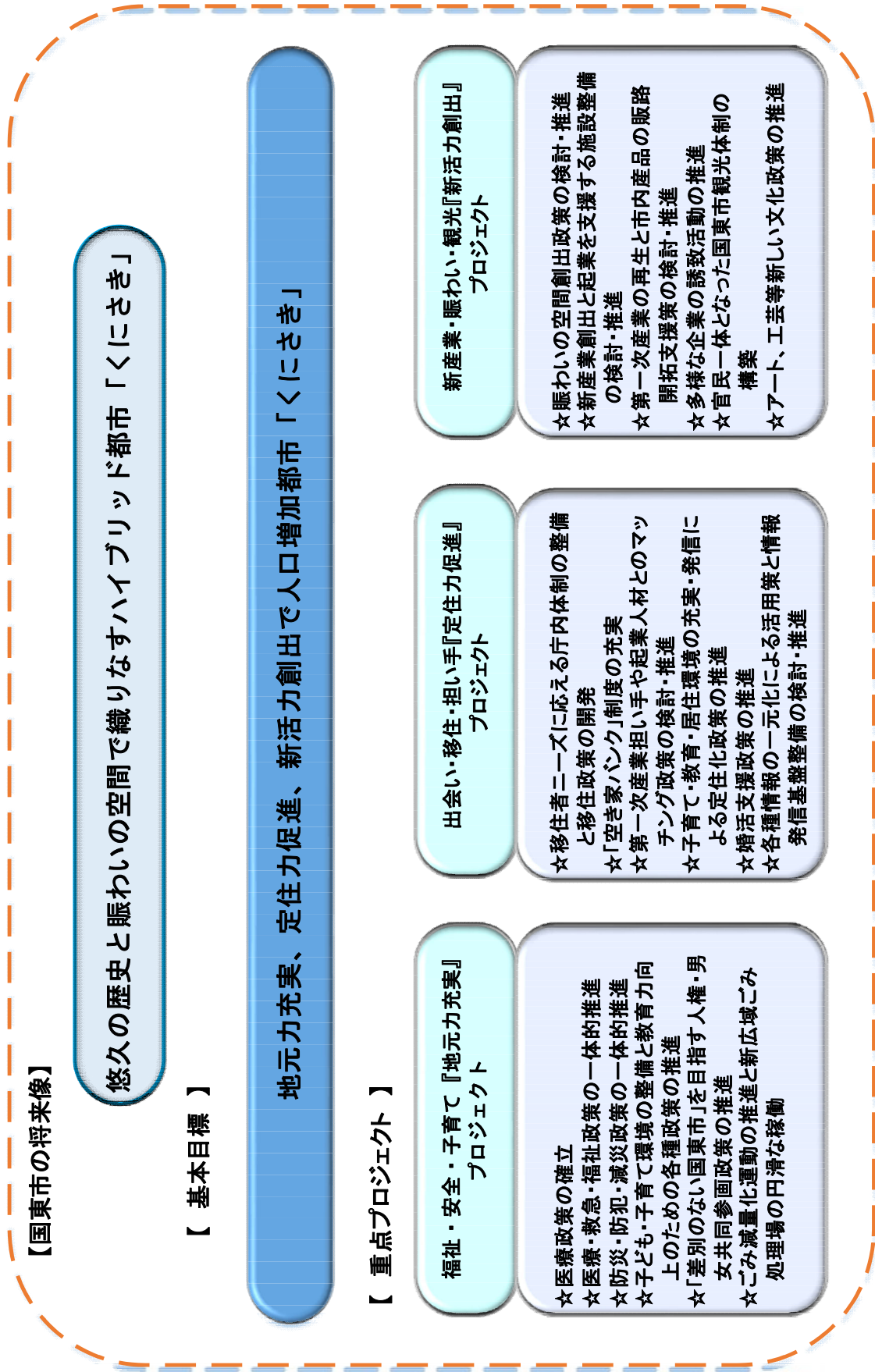


図 3-1 総合計画の体系図

#### 4) 一般廃棄物に関する施策

一般廃棄物に関する施策は以下のとおりです。

福祉・安全・子育て『地元力充実』プロジェクトの主要施策  
ごみ減量化運動の推進と新広域ごみ処理場の円滑な稼働

##### 基本計画の施策

- 健全な下水道事業経営と合併処理浄化槽設置を推進します。
- 国東の自然と調和した快適な生活環境を確保します。
- 広域処理場稼働に備え、ごみ・し尿の適切な処理を推進します。

##### 施策別の主な事業

- 健全な下水道事業経営と合併処理浄化槽設置を推進します。
  - ①下水道事業の計画的な推進
  - ②合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な推進
    - ・下水道処理区以外の区域での設置事業の推進
    - ・合併処理浄化槽設置整備事業の広報
    - ・周知活動の促進
  - ③下水道事業の適正な管理・運営施策の推進
- 国東の自然と調和した快適な生活環境を確保します。
  - ①環境保全活動の促進
    - イ 総合的なごみ減量化の取り組みとごみ減量化運動を推進します
      - ・総合的なごみ減量
      - ・ごみ利用対策事業の検討
      - ・くにさきエコサポーターの積極的な募集と3R運動の推進
      - ・「ダンボールコンポスト」や「生ごみ処理機」の普及促進
    - ロ 地球温暖化防止対策を実施します。
      - ・国東市地球温暖化防止協議会の育成
      - ・家庭で取り組む地球温暖化対策の広報
      - ・周知活動の促進
    - ハ 再生可能エネルギー導入を推進します。
      - ・再生可能エネルギー等導入の検討
  - ②不法投棄の削減
    - イ 市内の環境保全を図るため不法投棄削減に取り組みます。
      - ・不法投棄撲滅の取り組みについての看板設置や広報
      - ・周知活動の促進
      - ・各種団体による不法投棄撤去作業への支援対策

○広域処理場稼働に備え、ごみ・し尿の適切な処理を推進します。

①一般廃棄物＝ごみ処理事業の計画的な推進

イ 一般廃棄物処理事業の適正化と新規ごみ処理場建設事業の円滑化を推進します。

- ・一般廃棄物に係る各種計画の策定や進行管理の実施
- ・指定ごみ袋の流通管理や家庭ごみの収集運搬業務の適正化の推進
- ・宇佐・高田・国東広域事務組合による新規ごみ処理場建設の適正な推進

ロ クリーンセンターの更新や維持管理を計画的に推進します。

- ・施設全体の点検
- ・改修等の計画的な推進
- ・附属する国東市最終処分場の適正な維持管理の推進

②し尿処理施設事業の計画的な推進

イ し尿処理事業の計画的な推進と汚泥等の利活用を検討します。

- ・施設の整備に関する総合的な対策の検討
- ・運転管理業務及び施設管理業務の一体的業務委託の検討
- ・需要費の削減と低コスト処理システムの計画的な整備
- ・ごみや汚泥等を活用した総合的なバイオマス関連事業の検討

③産業廃棄物事業の大分県との連携による取り組み

イ 市内への産業廃棄物廃棄の監視活動を強化します。

- ・市内への違法な産業廃棄物の持込み等に対する監視行動の充実

ロ 県との連携により産業廃棄物処理施設を適正に監視します。

- ・立地時の公害防止協定に基づく県との連携による監視行動の充実

(4) 本市の廃棄物に関する条例

本市では平成 18 年 3 月 31 日に「国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「国東市廃棄物処理施設条例」を定めました。なお、「国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」は平成 30 年 12 月 25 日に全面改正しています。

(5) 宇佐・高田・国東広域事務組合の広域ごみ処理施設整備計画等

組合では、令和 7 年度の供用開始を目標に、広域ごみ処理施設の整備を進めています。

○ エネルギー回収型廃棄物処理施設 処理能力 96 t/日

○ マテリアルリサイクル処理施設 処理能力 10.3 t/日

また、本市は、新しく整備する広域ごみ処理施設から距離が離れており、広域ごみ処理施設への運搬距離が遠くなるため、組合でサテライトセンター（ごみ中継施設）の計画が進められています。

## 2. ごみ処理の現状

### (1) ごみ処理の主体

本市のごみ処理主体は表 3-4に示すとおりです。収集・運搬、中間処理、最終処分  
の処理を本市単独で行っています。

表 3-4 本市のごみ処理主体

収集・運搬	中間処理	最終処分
国東市	国東市	国東市

本市のごみ処理体制は表 3-5に示すとおりです。家庭系ごみの収集・運搬は委託して  
います。中間処理は、直営（一部委託）で行い、最終処分は、直営で処理を行って  
います。

表 3-5 本市のごみ処理体制

ごみの区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	可燃ごみ	委託	直営（一部委託）	直営
	不燃ごみ	委託	直営（一部委託）	
	資源ごみ	委託	直営（一部委託）	
事業系ごみ		事業者	直営（一部委託）	



## (2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-2 に示します。収集ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分類されます。粗大ごみは直接搬入を受け付けています。

可燃ごみは焼却処理を行っています。不燃ごみ、収集資源ごみ、直接搬入資源ごみ、拠点回収資源ごみ（小型家電）及び直接搬入粗大ごみは、リサイクルプラザで破碎、選別処理後に資源物の回収を行い、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は最終処分しています。

最終処分は、市保有の最終処分場で処理を行っています。

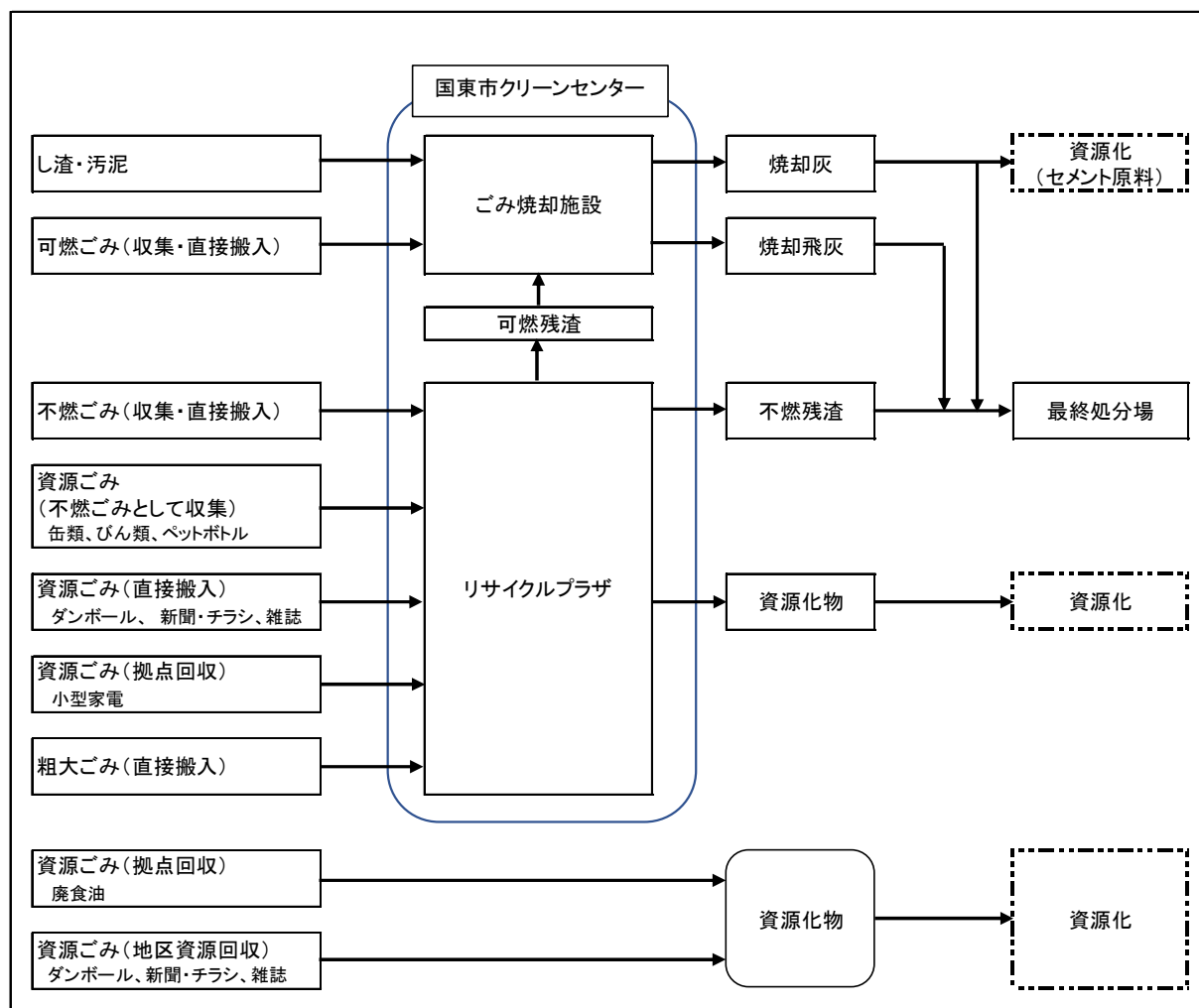


図 3-2 ごみ処理フローシート (令和 3 年度)

(3) ごみの分別区分と収集

1) 家庭ごみの分別区分

本市のごみの分別区分を表 3-6 に示します。

表 3-6 ごみ分別区分（令和3年度）

区 分		主 な 品 目	
燃えるごみ	可燃ごみ	プラスチック類、生ごみ、くつ類、皮革製品、古布、貝類、料理くず、卵の殻、たばこの吸殻、紙おむつ、木くず、植木くず、草類、ビニール類（農業用は除く）、トレイ、ビデオテープ類、使い捨てカイロ等	
燃えないごみ	不燃ごみ	茶碗・皿などの陶磁器類、やかん・鍋・フライパンなどの家庭用金物類、金属性キャップ、びん以外のガラス類（板ガラス・ガラスコップ類）、化粧品の空きびん、空き缶以外の金属類、多種類の素材でできたおもちゃ、乾電池、蛍光管、アルミホイール、一斗缶等	
	資源ごみ	缶類	ジュース缶、ビール缶、スプレー缶、金属製菓子缶、ミルク缶等の空き缶類
		びん類	ジュースびん、ドリンクびん、ウイスキー等のびん、食品類の空きびん等
		ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用
地区資源回収ごみ	古紙類	新聞・チラシ	
		雑誌類：カタログ、週刊誌、教科書、絵本等	
		雑紙：折り紙、紙箱、紙袋、画用紙、カレンダー、コピー用紙、ダイレクトメール、手帳、トイレットペーパーやラップの芯、値札、ハガキ、パンフレット、紙ファイル、封筒、メモ用紙等	
		ダンボール	
		紙パック（牛乳パック）	
拠点回収資源ごみ	小型家電	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯用ラジオ、携帯用テレビ・ナビ、小型ゲーム機、電子辞典・手帳、電卓、リモコン、携帯電話、電話機、電源コード類	
	廃食油	サラダ油・天ぷら油・ひまわり油・ごま油・オリーブ油等の調理に使用したもの	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	寝具類、木製家具類、カーペット、木切れ等	
	不燃性粗大ごみ	ストーブ、自転車、その他金属類	

## 2) 家庭系ごみの収集・運搬

家庭系ごみの収集・運搬は表 3-7に示すとおりです。

表 3-7 家庭系ごみの収集・運搬

区 分		指定袋等	収集頻度	料 金	
燃えるごみ	可燃ごみ	有料指定袋	週2回	(大)45L 420円 (小)30L 315円	
燃え ない ごみ	不燃ごみ	有料指定袋	月1回	45L 420円	
	資源ごみ	缶類	45L以下の透明ビニール袋	月1回	無料
		びん類	30L以下の透明ビニール袋	月1回	
		ペットボトル	有料指定袋	月1回	45L 420円
地区資源回収ごみ	古紙類	ビニールひもや袋でまとめる	月2~4回 地区による	無料	
拠点回収資源ごみ	小型家電	—	拠点回収	無料	
	廃食油	—	拠点回収	無料	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	—	直接搬入	—	
	不燃性粗大ごみ				

## 3) 粗大・多量ごみの直接搬入

指定袋に入らないごみ（粗大ごみ）や、10袋以上のごみ（多量ごみ）は、以下の3種類に分類して、国東市クリーンセンターに直接搬入します。

表 3-8 ごみの区分と注意事項

区 分	品目及び搬入禁止事項等
可燃性粗大ごみ	寝具類、木製家具類、カーペット、木切れ等 ・くぎが付いている木くずは搬入禁止 ・直径12センチ以内で長さ2メートル以内 ・直径12センチ以上は搬入禁止 ・真竹、孟宗竹など太い竹は節ごとに切って搬入
不燃性粗大ごみ	ストーブ、自転車、その他の金属類 ・トタン類は120センチ以内
直接埋立ごみ	ブロック、レンガ等 ・建設事業に伴うものは搬入禁止

表 3-9 粗大・多量ごみの直接搬入料金

区 分	料金（税込み）
500 kg未満	530 円
500 kg以上 1,000 kg未満	1,050 円
1,000 kg以上 1,500 kg未満	1,580 円
1,500 kg以上 2,000 kg未満	2,100 円

#### 4) 事業系ごみの収集・運搬

事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理するものとしています。排出事業者が自ら持ち込むか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼することができます。

#### 5) 家電リサイクル法対象家電品の取り扱い

家電リサイクル法対象家電品を処理する場合は、以下の方法により処理を行っています。

- ① 家電購入店に依頼する。
- ② 国東市クリーンセンターに搬入する。
  - ・ 郵便局で事前にリサイクル券の購入が必要
  - ・ 家電品1台につき、運搬手数料2,100円(税込み)が必要
- ③ 本市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する。
  - ・ 郵便局で事前にリサイクル券の購入が必要
  - ・ 料金は、許可業者規定の料金

#### 6) 処理しないごみ

本市において処理しないごみは以下のとおりです。

- ・ タイヤ
- ・ バッテリー
- ・ その他自動車部品
- ・ ガスボンベ
- ・ 消火器
- ・ 家庭で使用した医療系廃棄物
- ・ 塗料
- ・ シンナー
- ・ 廃油
- ・ 農薬
- ・ 劇薬等の危険な薬品類
- ・ 肥料
- ・ 農業用ビニール、パイプ
- ・ 漁網等
- ・ 苗箱
- ・ バイク(原付以外)
- ・ 金庫
- ・ 建設事業に伴うブロック、レンガ、かわら等
- ・ FRP素材のもの

#### (4) ごみ処理施設の状況

##### 1) 中間処理施設

本市のごみ処理施設はクリーンセンターにごみ焼却施設とリサイクルプラザが併設されています。

表 3-10 ごみ焼却施設

	項 目
名 称	国東市クリーンセンター（ごみ焼却施設）
所 在 地	国東市国東町東堅来 616 番地 1
処理対象物	燃えるごみ、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
竣 工	平成 11 年 3 月
処 理 能 力	31 t（15.5 t / 8 時間 × 2 炉）
処 理 方 式	機械式バッチ燃焼式
処 理 能 力	8 時間
処 理 体 制	直営（一部委託）

表 3-11 不燃物処理

	項 目
名 称	国東市クリーンセンター（リサイクルプラザ）
所 在 地	国東市国東町東堅来 616 番地 1
処理対象物	不燃物
竣 工	平成 11 年 3 月
処 理 能 力	7.0 t / 日（資源ごみ 3 t、不燃物 4 t）
処 理 方 式	破碎、選別、圧縮
処 理 体 制	直営（一部委託）

##### 2) 最終処分施設

表 3-12 最終処分施設

	項 目
名 称	国東市最終処分場
所 在 地	国東市国東町深江 267 番地 1
埋 立 場 所	山間
埋立対象物	焼却残渣、飛灰、選別残渣
埋立開始	平成 13 年 3 月
埋 立 面 積	6,855 m <sup>2</sup>
埋 立 容 量	20,800 m <sup>3</sup>
残 余 容 量	6,000 m <sup>3</sup> （令和 2 年度末）

## 第2節 ごみ排出量の実績

### 1. 行政区域内人口及びごみ量の排出実績

行政区域内人口は減少傾向で推移し、平成23年度から令和2年度までの10年間では4,817人（約15%）減少しています。

総ごみ排出量は減少傾向で推移し、10年間では556t（約6%）減少しています。

可燃ごみは、令和元年度まで7,600t～7,900tの間で微増、微減を繰り返していましたが、令和2年度に事業系ごみが前年度より474t減少したことにより、7,500tを下回りました。10年間では258t（約3%）減少しています。令和2年度の事業系ごみは、新型コロナウイルスの蔓延によるライフスタイルの変化により減少したと推測されます。

不燃ごみは、620t～690tの間で微増・微減を繰り返しています。10年間では30t（約4%）減少しています。

地区資源回収は減少傾向で推移しています。10年間では268t（約35%）減少しています。

表 3-13 行政区域内人口とごみ排出量の実績

項目\年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
行政区域内人口	人	32,057	31,724	31,118	30,550	29,875	29,444	28,852	28,311	27,784	27,240
可燃ごみ	t/年	7,734	7,784	7,804	7,765	7,758	7,684	7,903	7,896	7,850	7,476
家庭系ごみ	t/年	4,649	4,686	4,614	4,526	4,538	4,440	4,629	4,602	4,723	4,823
事業系ごみ	t/年	3,085	3,098	3,190	3,239	3,220	3,244	3,274	3,294	3,127	2,653
不燃ごみ	t/年	695	695	668	685	621	648	642	661	653	665
家庭系ごみ	t/年	666	672	639	658	597	620	603	627	612	622
事業系ごみ	t/年	29	23	29	27	24	28	39	34	41	43
地区資源回収	t/年	766	735	695	533	562	512	549	552	549	498
総ごみ排出量	t/年	9,195	9,214	9,167	8,983	8,941	8,844	9,094	9,109	9,052	8,639

※不燃ごみには缶類、びん類及びペットボトルが含まれる。

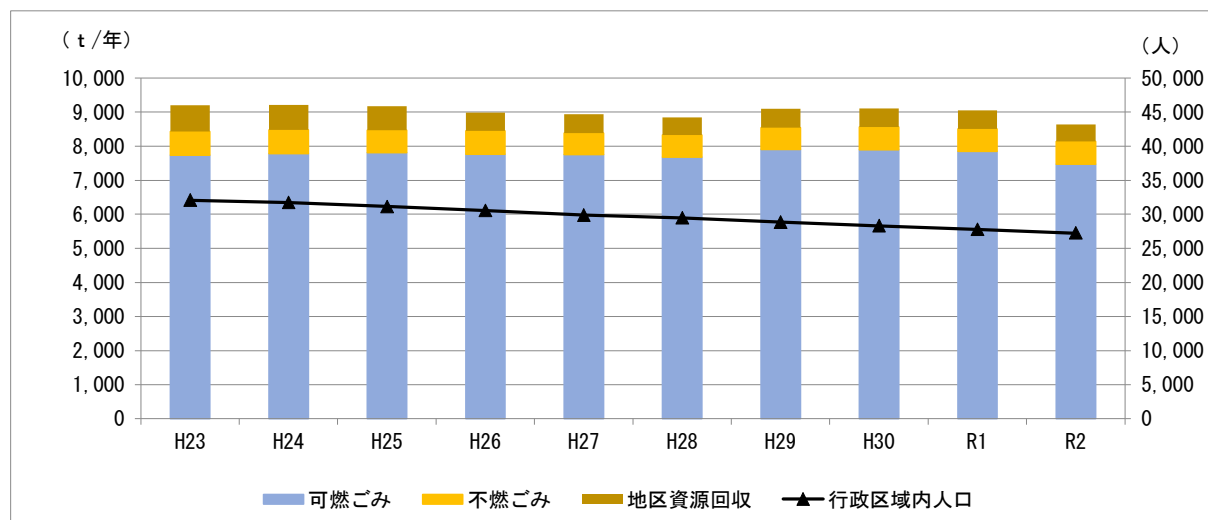


図 3-3 行政区域内人口とごみ排出量の実績

## 2. 家庭系ごみ・事業系ごみの排出実績

家庭系ごみは、平成 28 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 29 年度以降は微増傾向で推移し、10 年間では 138 t（約 2%）減少しています。

事業系ごみは、平成 30 年度までは増加傾向で推移し、令和元年度以降は減少し、特に令和 2 年度は 472 t 減少しました。10 年間では 418 t（約 13%）減少しています。

表 3-1 4 家庭系ごみ・事業系ごみの排出実績

項目\年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系ごみ	t/年	6,081	6,093	5,948	5,717	5,697	5,572	5,781	5,781	5,884	5,943
事業系ごみ	t/年	3,114	3,121	3,219	3,266	3,244	3,272	3,313	3,328	3,168	2,696
総ごみ排出量	t/年	9,195	9,214	9,167	8,983	8,941	8,844	9,094	9,109	9,052	8,639

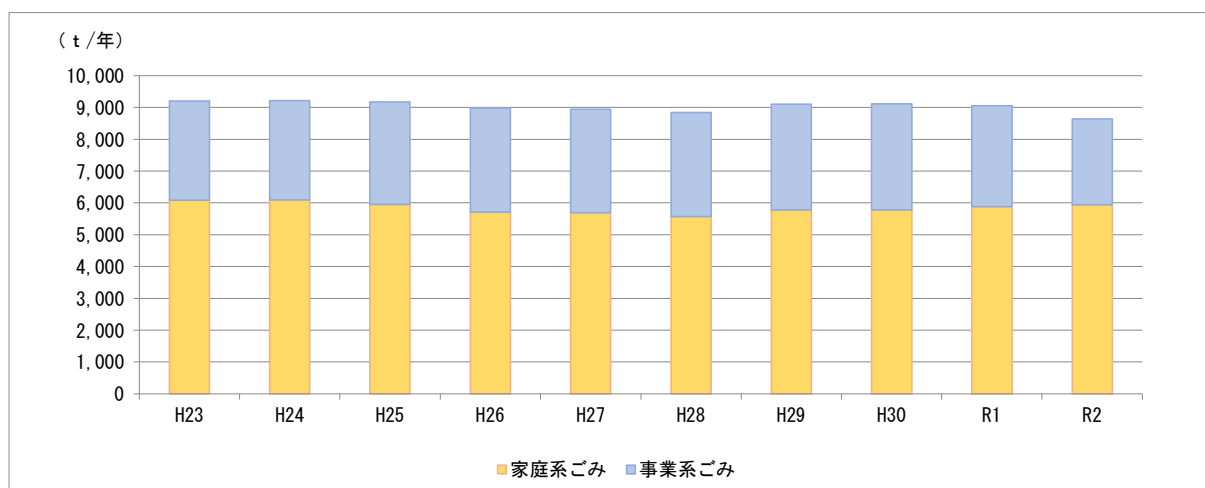


図 3-4 家庭系ごみ・事業系ごみの排出実績

### 3. 排出原単位の実績

総ごみ排出原単位（1人1日当たり排出量）は、概ね増加傾向で推移し、令和2年度で868.89 g/人・日となりました。平成23年度から令和2年度までの10年間では85.19 g/人・日（約11%）増加しています。

家庭系ごみ排出原単位（1人1日当たり排出量）は、平成28年度までは横ばいで推移していましたが、平成29年度からは増加傾向を示しています。10年間では79.46 g/人・日（約15%）増加しています。

事業系ごみ排出原単位（1日当たり排出量）は、平成30年度までは増加傾向を示していましたが、令和元年以降は減少しています。特に令和2年度は新型コロナウイルスの蔓延により前年度より1.27 t/日（約15%）減少しています。10年間では1.14 t/日（約13%）減少しています。

表 3-15 排出原単位の実績

項目\年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総ごみ排出原単位	g/人・日	783.70	795.73	807.09	805.60	817.71	822.92	863.55	881.50	890.16	868.89
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	518.28	526.21	523.68	512.70	521.03	518.47	548.96	559.44	578.62	597.74
事業系ごみ排出原単位	t/日	8.53	8.55	8.82	8.95	8.89	8.96	9.08	9.12	8.66	7.39

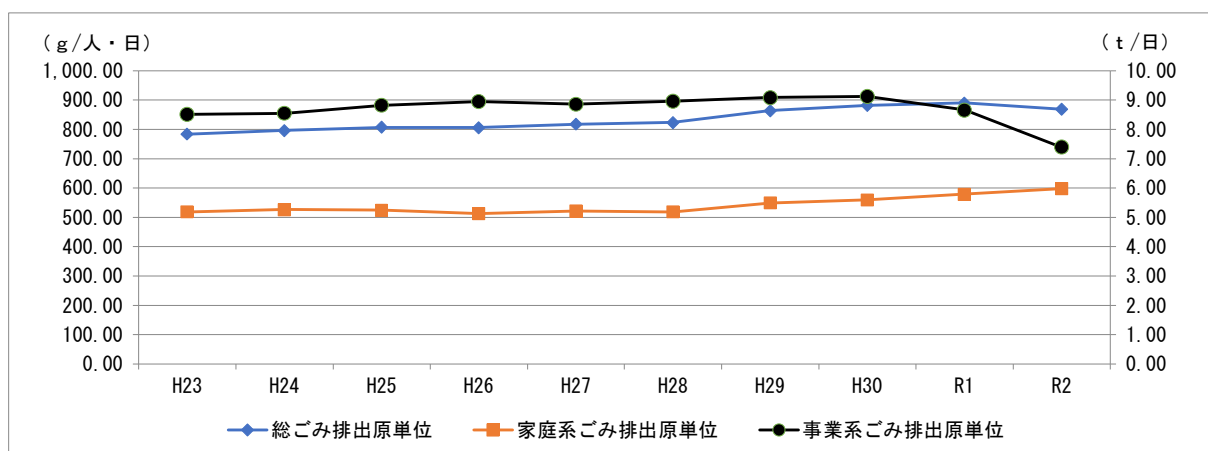


図 3-5 排出原単位の実績



### 第3節 ごみ処理量の実績

#### 1. 焼却処理量（可燃ごみ）

焼却処理量は、令和2年度は直接搬入可燃ごみの減少により前年度より360t減少しましたが、令和元年度までは横ばいで推移しています。

平成23年度から令和2年度までの10年間では373t（約5%）減少しています。

表 3-16 焼却処理量（可燃ごみ）

項目\年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
焼却処理	t/年	8,105	8,140	8,097	8,090	8,051	7,967	8,164	8,160	8,092	7,732
収集可燃ごみ	t/年	4,058	4,081	4,056	3,999	3,930	3,781	3,837	3,824	3,918	3,824
直接搬入可燃ごみ	t/年	3,676	3,703	3,748	3,766	3,828	3,903	4,066	4,072	3,932	3,652
し渣・汚泥	t/年	371	356	293	325	293	283	261	264	242	256
焼却残渣	t/年	1,000	1,006	1,038	1,019	918	919	949	965	905	904
焼却灰	t/年	584	575	589	626	573	581	596	581	562	584
飛灰	t/年	416	431	449	393	345	338	353	384	343	320

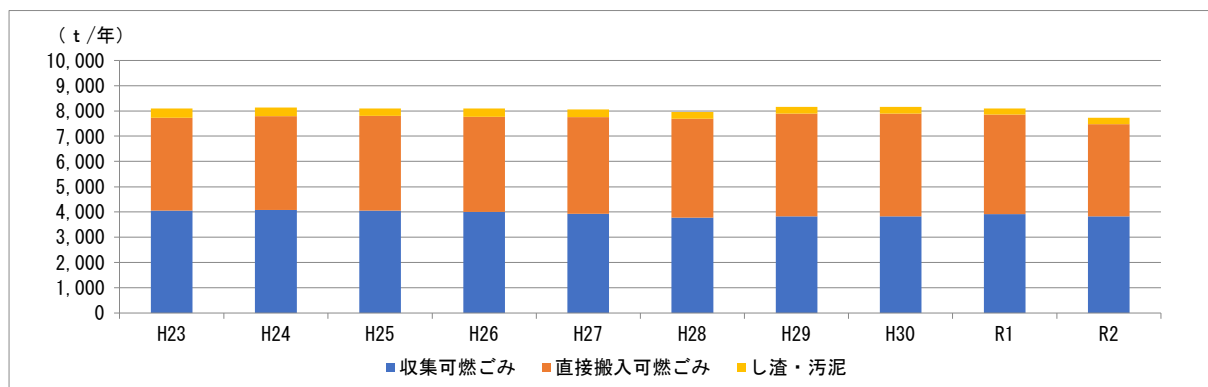


図 3-6 焼却処理量（可燃ごみ）

#### 2. 破碎・選別処理実績（不燃ごみ・資源ごみ）

破碎・選別処理は、収集不燃ごみは減少傾向、直接搬入不燃ごみは増加傾向を示しています。10年間では30t（約4%）減少しています。

表 3-17 破碎・選別処理（不燃ごみ・資源ごみ）

項目\年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
破碎・選別処理	t/年	695	695	668	685	621	648	642	661	653	665
収集不燃ごみ	t/年	511	496	469	475	457	471	448	430	426	426
直接搬入不燃ごみ	t/年	184	199	199	210	164	177	194	231	227	239

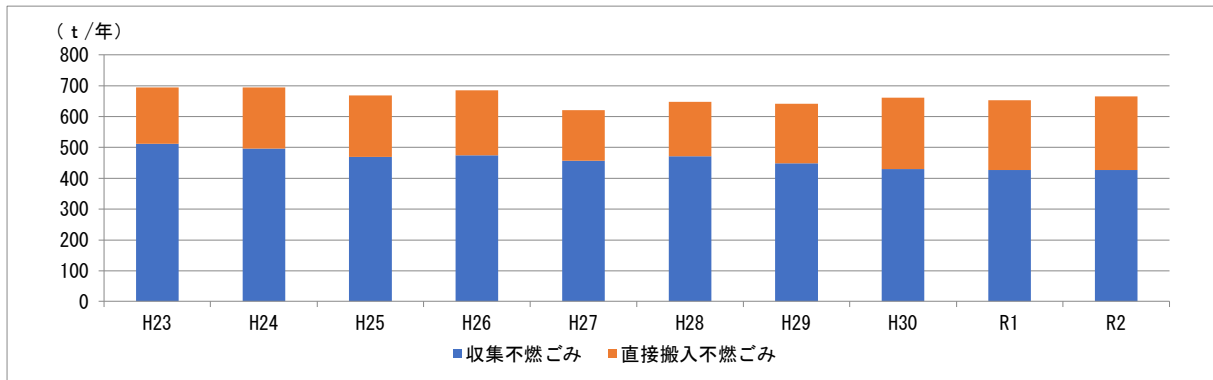


図 3-7 破碎・選別処理（不燃ごみ・資源ごみ）

### 3. 資源化実績（資源ごみ・焼却残渣）

資源化実績（資源ごみ・焼却残渣）は減少傾向を示しています。10年間では227t（約12%）減少しています。資源化量の中で、地区資源回収量の減少が大きく、平成23年度は766tでしたが、令和2年度は498tまで減少しました。

資源化率も平成23年度の20.07%から、令和2年度は18.73%に減少しました。

表 3-18 資源化実績（資源ごみ・焼却残渣）

項目\年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
資源化量	t/年	1,845	1,823	1,732	1,662	1,577	1,608	1,643	1,655	1,595	1,618
直接資源化	t/年	38	43	40	116	103	110	115	129	90	108
地区資源回収量	t/年	766	735	695	533	562	512	549	552	549	498
工場資源化量	t/年	501	507	459	434	384	439	415	442	430	467
焼却灰リサイクル	t/年	540	538	538	579	528	547	564	532	526	545
資源化率	%	20.07%	19.79%	18.89%	18.50%	17.64%	18.18%	18.07%	18.17%	17.62%	18.73%

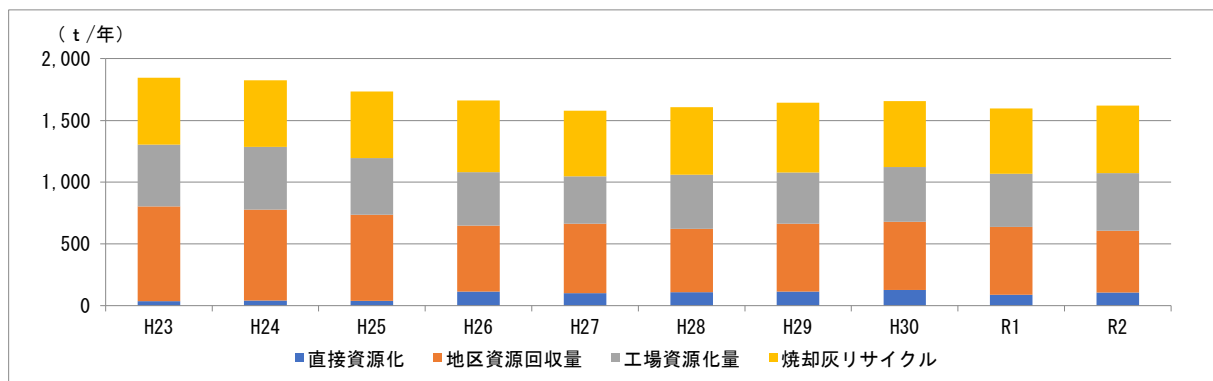


図 3-8 資源化実績（資源ごみ・焼却残渣）

#### 4. 埋立処分実績

埋立処分実績は減少傾向を示しています。10年間では107t（約16%）減少しています。最終処分率も平成23年度の7.26%から、令和2年度は6.49%に減少しました。

表 3-19 埋立処分実績

項目\年度	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
埋立処分量	t/年	668	662	694	629	597	569	560	619	527	561	
焼却残渣	t/年	460	468	500	440	390	372	385	433	379	358	
	焼却灰	t/年	44	37	51	47	45	34	32	49	36	38
	飛灰	t/年	416	431	449	393	345	338	353	384	343	320
直接埋立	t/年	12	7	9	7	6	22	5	14	10	25	
不燃残渣	t/年	180	170	166	163	169	153	147	148	122	145	
最終汚泥	t/年	16	17	19	19	32	22	23	24	16	33	
最終処分率	%	7.26%	7.18%	7.57%	7.00%	6.68%	6.43%	6.16%	6.80%	5.82%	6.49%	

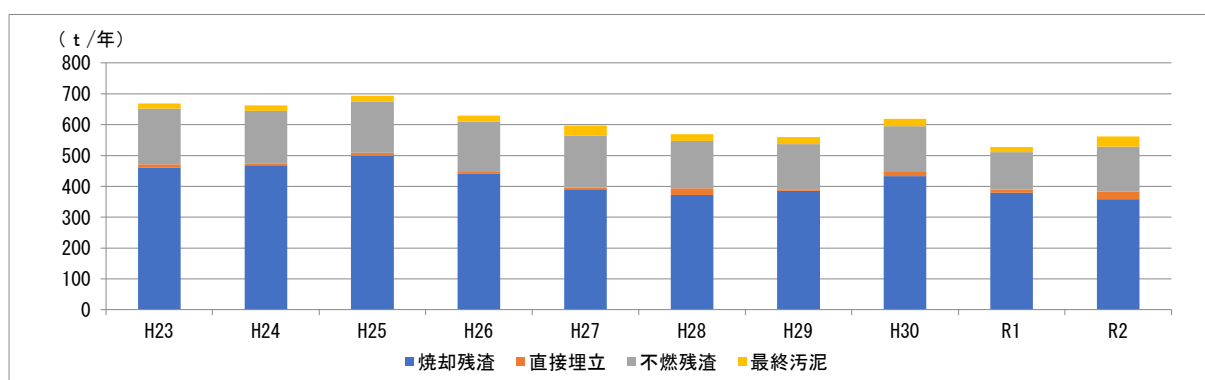


図 3-9 埋立処分実績

## 第4節 ごみの減量化・再生利用の実績

### 1. ごみの減量化・再生利用の取り組み実施状況

#### (1) ごみの発生抑制・再使用の推進

##### 1) ごみ処理有料化及び分別収集に係る事項

- ・指定袋の導入
- ・分別品目の適宜見直し

##### 2) 生ごみ減量対策

- ・電気式生ごみ処理機の購入補助
- ・ダンボールコンポストの普及啓発
- ・エコクッキングのレシピ本を配布

##### 3) 環境教育、啓発活動

- ・収集日、分別方法、ごみ出し方法を掲載したごみ収集計画表を全戸配布
- ・ごみ収集計画表にて3キリ運動・3Rについての文章を掲載
- ・処理量、ごみ処理経費、リサイクル率等についての記事を掲載（毎年10月頃）
- ・ごみの野焼き、不法投棄の禁止等の注意喚起を掲載（不定期）
- ・市内小学生が社会見学の一環で国東市クリーンセンターを見学し、ごみ処理工程やリサイクルの重要性について学習

##### 4) 容器包装廃棄物の発生抑制

- ・マイバッグ持参の啓発用チラシを配布
- ・くにさきエコサポーター及び旧4町で開催するふるさと祭り来場者へエコバッグの無料配布
- ・新聞エコバッグの作り方の出前講座を随時実施

##### 5) その他の取組

- ・小型家電の拠点回収
- ・廃食油の拠点回収
- ・地域の資源回収（古紙集積所）を当該行政区が修繕・更新等する場合、その費用を一部補助

#### (2) 事業系ごみの発生・排出抑制対策

- ・市内事業者へ分別徹底・リサイクルへの協力の啓發文書送付

#### (3) 行政の取り組み

- ・小型家電回収ボックスを庁舎に設置
- ・ミスコピー用紙の再利用を推奨
- ・公共施設より排出されるシュレッダーごみのリサイクル

#### (4) 不法投棄対策

- ・看板の設置
- ・県と連携しパトロールの実施

## 2. 生ごみ処理機等の購入補助実績

本市では、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を図るため、平成 18 年度から電動生ごみ処理機を購入する際に、費用の一部を助成しています。

補助対象は 1 世帯 1 台のみとし、補助金額は、生ごみ処理機の本体購入価格（税込み）の 2 分の 1 とし、2 万円を上限としています。過去 5 カ年における電動生ごみ処理機の入補助実績を表 3-20 に示します

表 3-20 電動生ごみ処理機の入補助実績

項目\年度	H28	H29	H30	R1	R2
設置基数（基）	2	5	3	5	5
補助金額（円）	20,000	44,500	60,000	100,000	89,300

※補助金額：平成 29 年度までは上限 1 万円。

## 3. ダンボールコンポストの支給

本市では、ダンボールコンポストを 1 世帯に年 4 セットまで無料で支給しています。

## 第 5 節 ごみ質調査結果

燃えるごみについては、年に 4 回ごみ質調査を実施しています。表 3-21 にごみ質調査結果を示します。

また、直近 5 カ年（平成 28 年度から令和 2 年度）のごみ質調査における種類別組成の平均値を図 3-10 に示します。調査によると、紙・布類の割合が最も高く、平均で 46.5% となっています。次いで合成樹脂類が 26.4%、厨芥類が 17.5% の順に多くを占めています。

表 3-2 1 ごみ質調査結果

年度	測定年月	三成分 (%)			単位体積重量 kg/m <sup>3</sup>	種類別組成 (%)					
		水分	可燃分	灰分		紙、布類	合成樹脂類	木、竹、ワラ類	厨芥類	不燃物	その他
H28	H28. 5. 26	50.9	41.4	7.7	180	48.6	16.4	18.2	14.6	0.8	1.4
	H28. 9. 18	55.6	5.4	39.0	180	48.4	28.5	8.6	13.9	0.4	0.2
	H28. 11. 24	62.5	32.5	5.3	210	37.2	23.8	9.0	28.9	0.5	0.6
	H29. 2. 9	57.0	37.0	6.0	120	35.2	23.4	14.7	24.4	1.1	1.2
H29	H29. 5. 25	48.0	46.2	5.8	120	44.0	35.2	15.6	3.4	1.6	0.2
	H29. 8. 3	45.1	45.9	9.0	160	66.4	22.3	2.5	8.7	0.0	0.1
	H29. 11. 9	53.3	41.9	4.8	180	44.1	28.7	4.6	22.3	0.1	0.2
	H30. 2. 8	60.2	33.7	6.1	160	33.0	39.8	2.3	24.0	0.8	0.1
H30	H30. 5. 23	55.8	39.6	4.6	180	30.0	20.7	7.3	42.0	0.0	0.0
	H30. 8. 21	37.1	53.9	9.0	140	34.4	33.8	7.2	23.9	0.3	0.4
	H30. 11. 22	49.7	42.4	7.9	180	52.6	19.8	4.9	21.7	0.4	0.6
	H31. 2. 20	35.2	56.4	8.4	120	44.7	27.0	13.8	8.8	4.6	1.1
R1	R1. 5. 22	53.9	40.7	5.4	210	43.8	33.6	4.8	15.6	1.5	0.7
	R1. 8. 22	60.1	35.6	4.3	220	55.4	22.8	1.6	18.7	1.0	0.5
	R1. 11. 14	48.0	44.9	7.1	190	52.5	10.7	9.7	26.0	0.7	0.4
	R2. 2. 10	48.4	43.2	8.4	140	39.7	42.4	3.4	9.6	3.6	1.3
R2	R2. 5. 14	42.4	45.9	11.7	170	59.1	24.0	3.7	6.9	5.6	0.7
	R2. 8. 13	50.1	41.0	8.9	170	57.0	18.8	1.0	18.3	4.3	0.6
	R2. 11. 2	47.2	44.5	8.3	170	66.2	21.4	8.0	3.0	1.0	0.4
	R3. 2. 15	63.3	29.1	7.6	180	37.3	35.1	1.5	14.5	11.3	0.3
平均		51.2	40.1	8.8	169	46.50	26.4	7.1	17.5	2.0	0.5
最大		63.3	56.4	39.0	220	66.4	42.4	18.2	42.0	11.3	1.4
最小		35.2	5.4	4.3	120	30.0	10.7	1.0	3.0	0.0	0.0

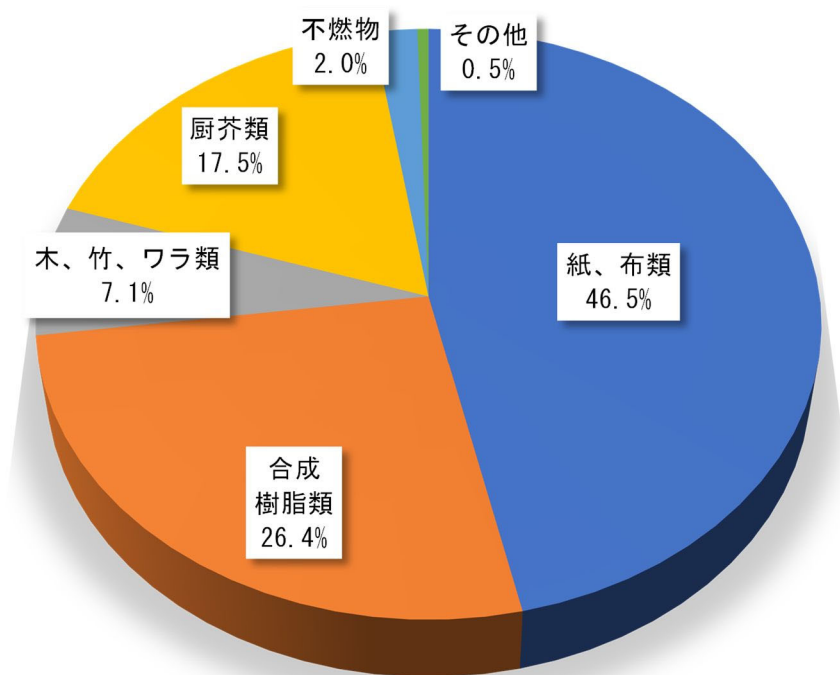


図 3-1 0 種類別組成の平均

## 第6節 ごみ処理経費

過去5カ年（平成28年度から令和2年度）のごみ処理経費を表3-22に示します。過去5カ年におけるごみ処理経費の平均値は、人件費が平均13,369千円、中間処理費が136,999千円、最終処分費が13,042千円、委託費が150,042千円となっています。このうち、委託費は、収集運搬、中間処理及び最終処分にかかる人件費及び処理費が含まれています。

過去5カ年におけるごみ処理経費の割合を図3-11に示します。委託費が最も高く47.9%を占めており、次いで中間処理費43.7%、人件費が4.3%となっています。

表 3-22 ごみ処理経費

単位：千円

年度	人件費	中間処理費	最終処分費	委託費	合計
H28	16,376	139,890	13,504	142,280	312,050
H29	12,866	140,361	12,172	144,680	310,079
H30	12,997	115,965	11,765	145,901	286,628
R1	13,081	147,473	14,312	155,437	330,303
R2	11,523	141,307	13,456	161,910	328,196
平均	13,369	136,999	13,042	150,042	313,451

※委託費には収集運搬、中間処理及び最終処分に係る人件費及び処理費が含まれる。

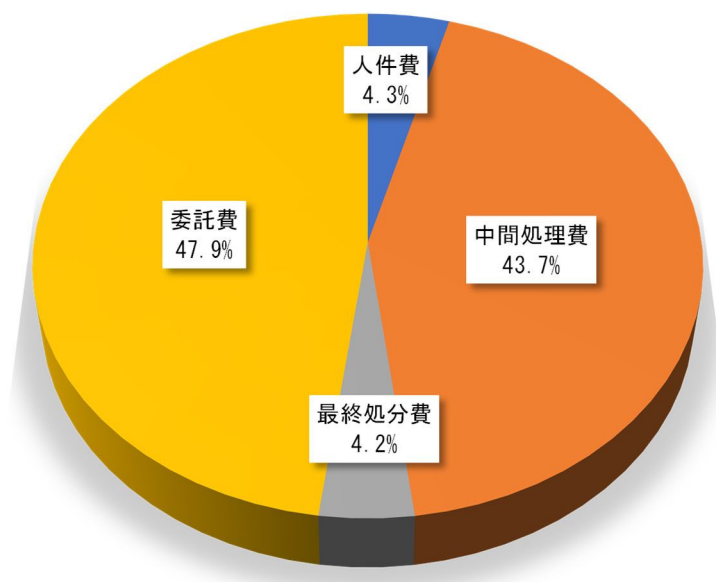


図 3-11 ごみ処理経費

## 第7節 目標値等との比較

### 1. 前計画で設定した目標と達成状況

#### (1) 前計画の内容

前計画では、組合の広域ごみ処理施設整備事業との整合を図るため、組合の前一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に準じ、令和元年度を目標設定年度としています。

目標設定年度における排出抑制目標は以下のとおりです。

#### 【ごみ排出量の排出目標値】

目標設定年度（令和元年度）において推計されたごみ排出量に対し、

- 家庭系ごみ排出量 1人1日当たり排出量を10%削減します。
- 事業系ごみ排出量 1日当たり排出量を10%削減します。

#### 【資源化の目標値】

目標設定年度（令和元年度）において、

- 総排出量に対する資源化量の割合は24%以上を目標とします。

#### 【最終処分場の目標値】

目標設定年度（令和元年度）において、

- 総排出量に対する最終処分量の割合は5%以下を目標とします。

#### (2) 前計画の達成状況

家庭系ごみの1人1日当たり排出量は、目標値に対し約108g/人・日上回り、事業系ごみの1日当たり排出量は、目標値に対し0.51t/日上回り目標を達成できていません。また、資源化率、最終処分率も目標を達成できませんでした。

表 3-23 前計画の達成状況

項目\年度	単位	目標 令和元年度	実績 令和元年度	達成状況
家庭系ごみ 1人1日当たり排出量	g/人・日	470.21	578.62	未達成 (+108.41g/人・日)
事業系ごみ 1日当たり排出量	t/日	8.15	8.66	未達成 (+0.51t/日)
資源化率	%	24以上	17.62	未達成 (-6.38ポイント)
最終処分率	%	5以下	5.82	未達成 (+0.82ポイント)



## 2. 全国・大分県の実績値

全国及び大分県の総ごみ排出量原単位は 900 g/人・日を超えています。本市は、890.16 g/人・日であり、全国より約 28 g/人・日、大分県より約 72 g/人・日低い値となっており、全国や大分県より減量化が進んでいます。

資源化率は、全国及び大分県は 19%台ですが、本市は 17.62%と低く、資源化が進んでいません。

最終処分率は、全国が 10.3%、大分県が 8.0%に対し、本市は 5.82%と低い値になっています。

表 3-24 全国及び大分県の実績値（令和元年度）

	全国	大分県	本市〔参考〕
総ごみ排出量原単位	918g/人・日	962g/人・日	890.16g/人・日
資源化率	19.6%	19.1%	17.62%
最終処分率	10.3%	8.0%	5.82%

※ 全国・大分県は一般廃棄物処理実態調査（令和元年度）

### 3. 類似都市・県内他都市との比較（一般廃棄物処理システム分析比較）

#### （1）評価の視点

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に準拠し、本市の廃棄物処理システムを客観的に分析します。比較を行う対象自治体は大分県内の自治体と本市の同類型の自治体とします。

評価の視点は、表 3-25 に示すとおりです。

表 3-25 標準的な評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たり ごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。以下同じ。)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間 処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		最終処分減量に要する 費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

なお、レーダーチャートは類似自治体の平均値を100とした場合の本市の指数値を示しており、数値が高くなるほど良好な状態を示します。

例えば、人口1人1日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるため、指数値は高くなります。また、資源回収率は高いほど数値が高くなり、最終処分される割合は低いほど数値が高くなります。

(2) 大分県内自治体との比較

大分県内 18 の自治体との比較は以下のとおりです。

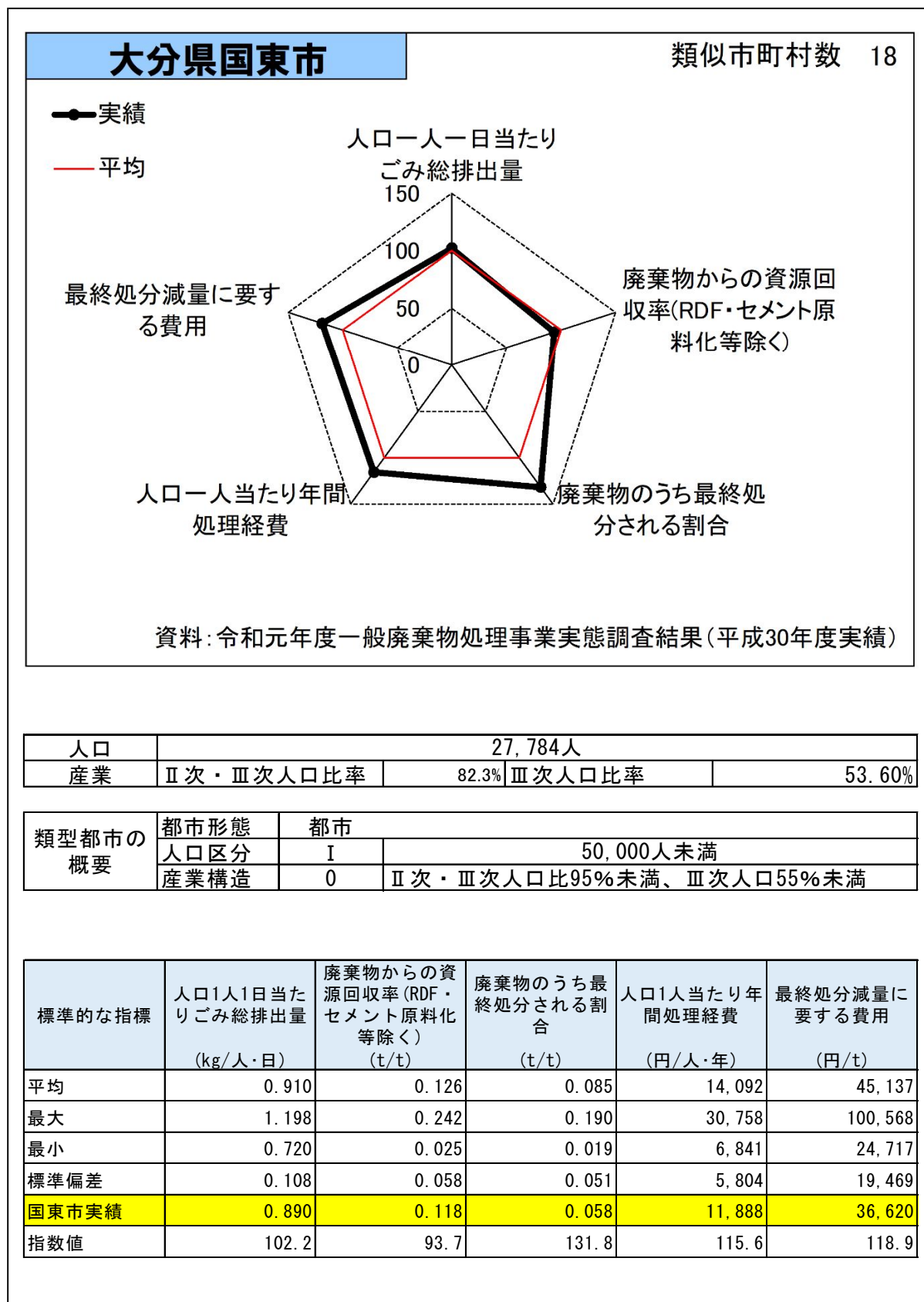


図 3-1 2 大分県内自治体との比較（指標値によるレーダーチャート）

(3) 同類型自治体との比較

同類型 32 の自治体との比較は以下のとおりです。

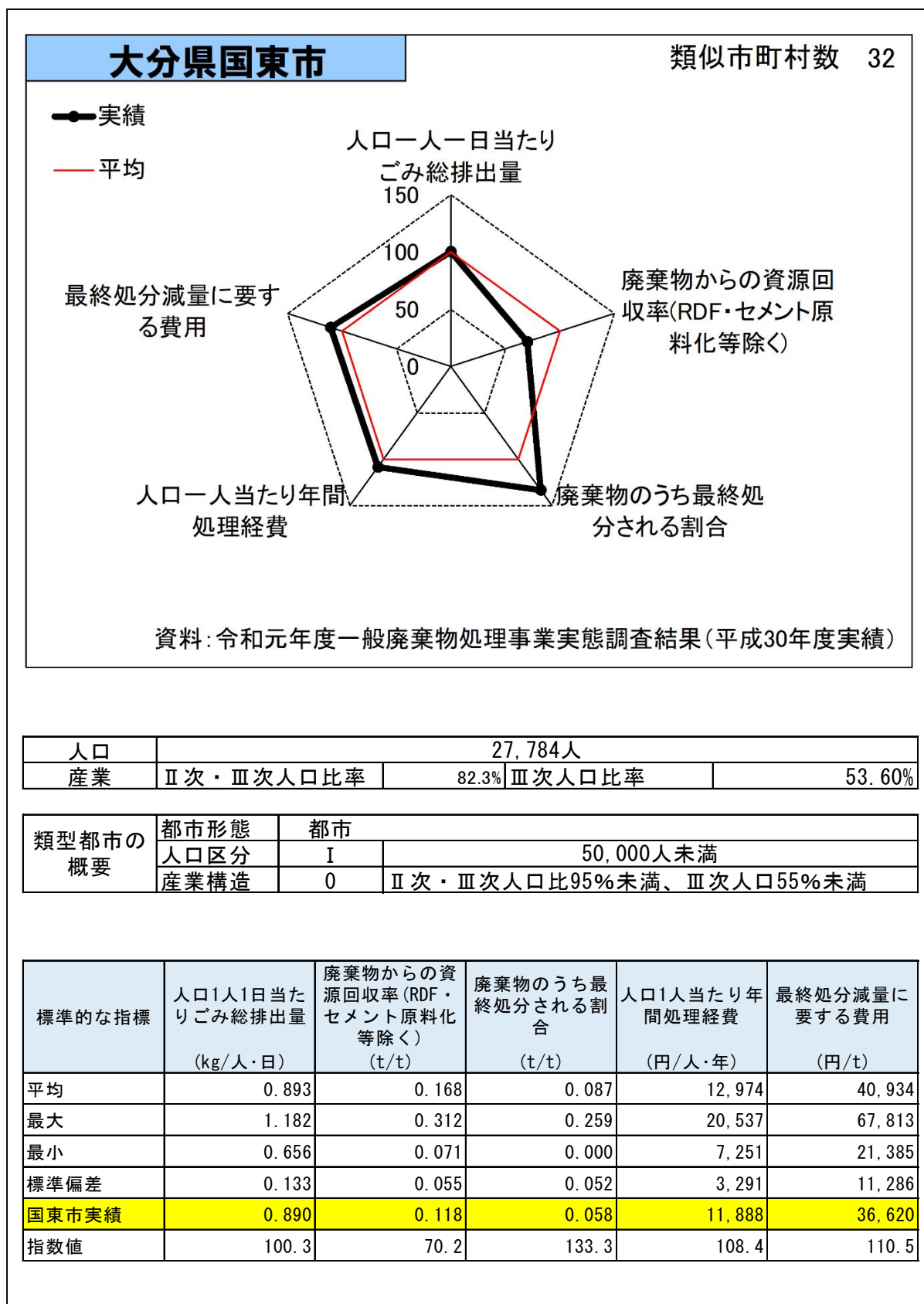


図 3-13 同類型自治体との比較 (指標値によるレーダーチャート)

#### (4) 分析結果

本市のごみ処理システムについて、「一般廃棄物処理システム比較分析」を行った結果は表 3-26 に示すとおりです。

##### ○人口1人1日当たりごみ総排出量

大分県内の自治体及び同類型の自治体と、同程度の数値を示しています。

##### ○廃棄物からの資源回収率

大分県内の自治体とは同程度ですが、同類型の自治体より低い数値になっています。更なる資源化の推進が必要であると考えられます。

##### ○廃棄物のうち最終処分される割合

大分県内の自治体及び同類型の自治体より良好な数値を示しています。

##### ○人口1人当たり年間処理経費

大分県内の自治体より良好な数値を示していますが、同類型の自治体とは同程度の数値です。

##### ○最終処分減量に要する費用

大分県内の自治体より良好な数値を示していますが、同類型の自治体とは同程度の数値です。

表 3-26 一般廃棄物処理システム比較分析により分析結果

	大分県内自治体との比較	同類型自治体との比較
1人1日当たりごみ総排出量 〔kg/人・日〕	0.890 < 0.910 (平均)	0.890 < 0.893 (平均)
廃棄物からの資源回収量 (RDF・セメント原料化を除く) 〔t/t〕	0.118 < 0.126 (平均)	0.118 < 0.168 (平均)
廃棄物のうち最終処分される割合 〔t/t〕	0.058 < 0.085 (平均)	0.058 < 0.087 (平均)
人口1人当たり年間処理経費 〔円/人・年〕	11,888 < 14,092 (平均)	11,888 < 12,974 (平均)
最終処分減量に要する費用 〔円/t〕	36,620 < 45,137 (平均)	36,620 < 40,934 (平均)

## 第4章 ごみ処理における課題

### 第1節 ごみの排出抑制

令和2年度のごみ総排出量は平成23年度の実績から556t減少していますが、1人1日当たりの排出量は約85g増加しています。また、前計画では、令和元年度において推計された排出量から、家庭ごみは1人1日当たり排出量、事業系ごみは1日当たり排出量を10%削減することを目標としていましたが、それぞれ上回って（未達成）います。よって、市民や事業者に対して、排出抑制及び資源化物の分別排出を徹底する必要があります。

### 第2節 資源化

資源化率は減少傾向を示し、令和2年度は平成23年度より約1.34ポイント減少しています。また、国及び大分県の資源化率と比較して、低い現状にあるため、循環型社会構築を目指して、さらなる資源化率向上の取組が必要です。

### 第3節 収集・運搬

広域ごみ処理施設の供用開始後も、サテライトセンター（ごみ中継施設）までの収集・運搬は本市が主体となって行います。広域ごみ処理施設は、本市から距離が離れているために、安全性・効率性を考慮してサテライトセンターを整備する必要があります。

### 第4節 中間処理

焼却処理量は、令和2年度を除き、平成23年度から令和元年度までは横ばいで推移しています。ごみの排出抑制や分別排出を実施することで焼却処理量の低減化に努める必要があります。

### 第5節 最終処分

最終処分量は大分県内の自治体や同類型自治体と比較して低い状態であり問題はありません。広域ごみ処理施設の供用開始後は、不燃残渣の埋立は組合が主体となって行いますが、最終処分場の施設管理を今後も本市で行うため、適切な施設管理の実施に努める必要があります。

## 第6節 広域処理におけるごみの分別・収集・処理体制の課題

組合構成市により、不燃物及び資源ごみに関して、ごみの分別区分が異なっており、収集する品目、排出方法や収集頻度に相違があります。

広域ごみ処理施設での処理に向けて、分別・収集の方法を組合構成市間で統一する必要があります。

表 4-1 広域処理におけるごみの分別・収集・処理体制の課題

項目	種類・分別数	備考
国東市	3種・11分別	蛍光灯、乾電池は燃えないごみ ペットボトルの収集袋が有料 粗大ごみの収集を行っていない 古布類の収集を行っていない 小型家電は拠点回収
宇佐市	4種・17分別	びんとペットボトルが同じ袋 缶類、びん・ペットボトル、古紙類以外は拠点回収
豊後高田市	3種・11分別	缶類、蛍光灯、乾電池は燃えないごみ 粗大ごみの収集を行っていない 小型家電は拠点回収

## 第5章 人口及びごみの排出量と処理量の将来予測

### 第1節 ごみ処理体制及びごみ処理フロー

#### 1. ごみ処理体制

令和4年度から、広域ごみ処理施設供用開始までの期間は、現行のごみ処理体制を継続します。

#### 2. ごみ処理フロー

令和4年度から、資源ごみとして古布の拠点回収を行います。

令和4年度から、広域ごみ処理施設供用開始までの期間のごみ処理フローを図 5-1 に示します。

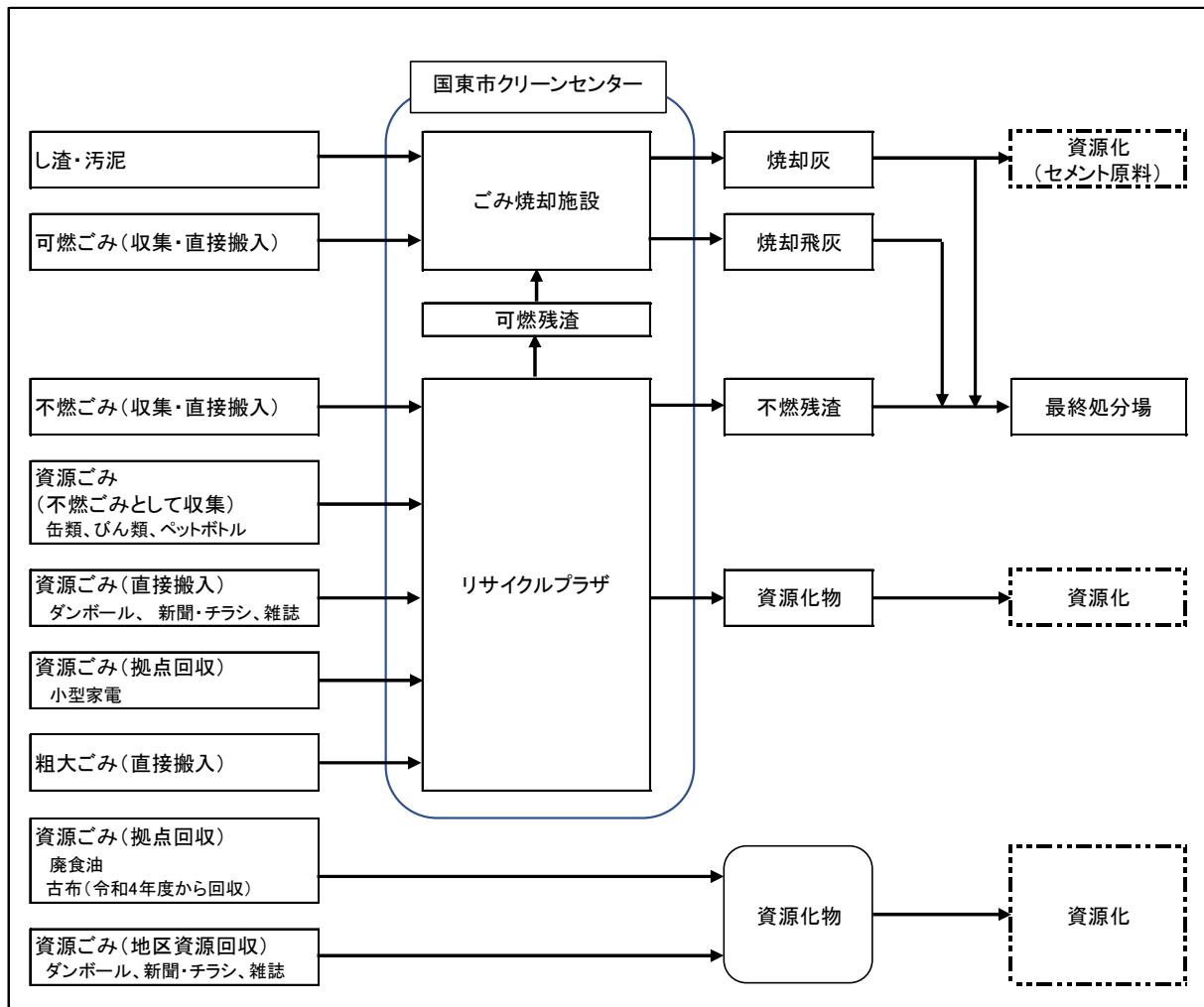


図 5-1 ごみ処理フロー（令和4年度から広域ごみ処理施設供用開始まで）



### 3. ごみの分別と収集

古布の資源回収を実施した後の、ごみの分別区分を表 5-1 に、家庭系ごみの収集・運搬を表 5-2 に示します。

表 5-1 ごみの分別区分（令和 4 年度以降）

区 分		主な品目	
燃えるごみ	可燃ごみ	プラスチック類、生ごみ、くつ類、皮革製品、古布、貝類、料理くず、卵の殻、たばこの吸殻、紙おむつ、木くず、植木くず、草類、ビニール類（農業用は除く）、トレイ、ビデオテープ類、使い捨てカイロ 等	
燃えないごみ	不燃ごみ	茶碗・皿などの陶磁器類、やかん・鍋・フライパンなどの家庭用金物類、金属性キャップ、びん以外のガラス類（板ガラス・ガラスコップ類）、化粧品の空きびん、空き缶以外の金属類、多種類の素材でできたおもちゃ、乾電池、蛍光管、アルミホイール、一斗缶 等	
	資源ごみ	缶類	ジュース缶、ビール缶、スプレー缶、金属製菓子缶、ミルク缶等の空き缶類
		びん類	ジュースびん、ドリンクびん、ウイスキー等のびん、食品類の空きびん 等
		ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用
地区資源回収ごみ	古紙類	新聞・チラシ	
		雑誌類：カタログ、週刊誌、教科書、絵本 等	
		雑紙：折り紙、紙箱、紙袋、画用紙、カレンダー、コピー用紙、ダイレクトメール、手帳、トイレトーパーやラップの芯、値札、ハガキ、パンフレット、紙ファイル、封筒、メモ用紙 等	
		ダンボール 紙パック（牛乳パック）	
拠点回収資源ごみ	小型家電	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯用ラジオ、携帯用テレビ・ナビ、小型ゲーム機、電子辞典・手帳、電卓、リモコン、携帯電話、電話機、電源コード類	
	廃食油	サラダ油・天ぷら油・ひまわり油・ごま油・オリーブ油等の調理に使用したもの	
	古布	古布（令和4年度から回収）	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	寝具類、木製家具類、カーペット、木切れ 等	
	不燃性粗大ごみ	ストーブ、自転車、その他金属類	

表 5-2 家庭系ごみの収集・運搬（令和 4 年度以降）

区 分		指定袋等	収集頻度	料 金	
燃えるごみ	可燃ごみ	有料指定袋	週2回	(大)45L 420円 (小)30L 315円	
燃えないごみ	不燃ごみ	有料指定袋	月1回	45L 420円	
	資源ごみ	缶類	45L以下の透明ビニール袋	月1回	無料
		びん類	30L以下の透明ビニール袋	月1回	
		ペットボトル	有料指定袋	月1回	45L 420円
地区資源回収ごみ	古紙類	ビニールひもや袋でまとめる	月2～4回 地区による	無料	
拠点回収資源ごみ	小型家電	—	拠点回収	無料	
	廃食油	—	拠点回収	無料	
	古布	—	拠点回収	無料	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	—	直接搬入	—	
	不燃性粗大ごみ	—			

## 第2節 人口及びごみの排出量と処理量の予測

### 1. 人口及びごみ排出量の予測

人口は、令和2年度の27,240人から令和18年度には、20,294人に減少すると予想されます。

家庭系ごみの排出量は減少すると予測されますが、1人1日当たり排出量は、令和2年度の597.74 g/人・日から、令和18年度には609.10 g/人・日に増加すると予測されます。

事業系ごみの排出量は、新型コロナウイルスの蔓延により令和2年度に前年度より1.27 t/日減少し7.39 t/日になりましたが、新型コロナウイルス終息後に一旦増加し、その後は減少すると予測され、令和8年度の8.21t/日から、令和18年度には7.76 t/日に減少すると予測されます。

家庭系、事業系を合わせた、総ごみ排出量に対する1人1日当たりの排出量は、令和2年度の868.89 g/人・日から、令和18年度には991.45 g/人・日に増加すると予測されます。

表 5-3 ごみ排出量の予測

項目\年度	単位	実績値	予測値				
		R2	R8	R10	R13	R18	
行政区域内人口	人	27,240	24,418	23,531	22,261	20,294	
家庭系ごみ	t/年	5,943	5,192	5,055	4,861	4,512	
1人1日当たり排出量	g/人・日	597.74	582.66	588.57	596.78	609.10	
資源・集団回収を除く	g/人・日	547.65	532.57	538.48	546.69	559.01	
事業系ごみ	t/年	2,696	2,997	2,964	2,924	2,832	
1日当たり排出量	t/日	7.39	8.21	8.12	7.99	7.76	
総ごみ排出量	t/年	8,639	8,189	8,019	7,785	7,344	
1人1日当たり排出量	g/人・日	868.89	918.81	933.66	955.50	991.45	
1日当たり排出量	t/日	23.67	22.44	21.97	21.27	20.12	

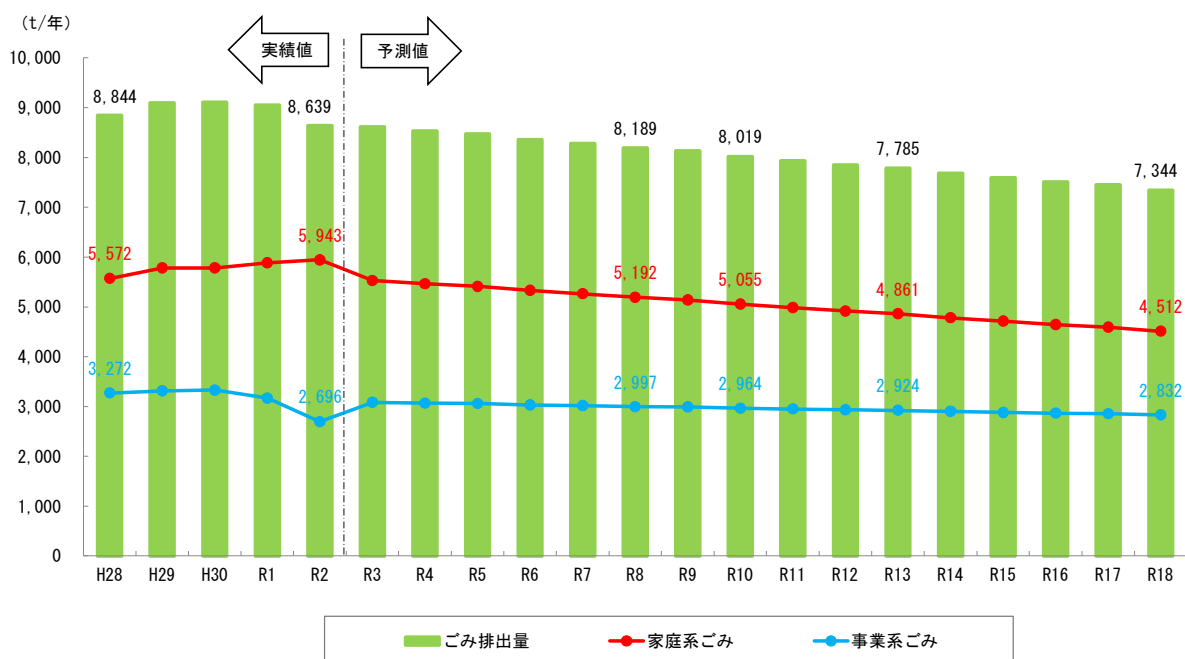


図 5-2 ごみ排出量の予測

## 2. ごみ処理量の予測

焼却処理量は、令和2年度の7,732 t から令和18年度には6,647 t に減少すると予測されます。

資源化量は、令和7年度の広域ごみ処理施設の供用開始により飛灰を資源化しますが、焼却灰と飛灰の発生率が現有施設より減少します。

資源化率は、主灰や地区資源回収量の減少により、令和2年度の18.73%から令和18年度には17.92%に減少すると予測されます。

最終処分率は、飛灰の資源化により、令和2年度の6.49%から令和18年度には2.12%に減少すると予測されます。

表 5-4 ごみ処理量の予測

項目 \ 年度	単位	実績値					予測値				
		R2	R8	R10	R13	R18					
焼却処理量	t/年	7,732	7,379	7,232	7,030	6,647					
資源化量	t/年	1,618	1,502	1,463	1,410	1,316					
資源化率	%	18.73%	18.34%	18.24%	18.11%	17.92%					
最終処分量	t/年	561	171	171	164	156					
最終処分率	%	6.49%	2.09%	2.08%	2.11%	2.12%					

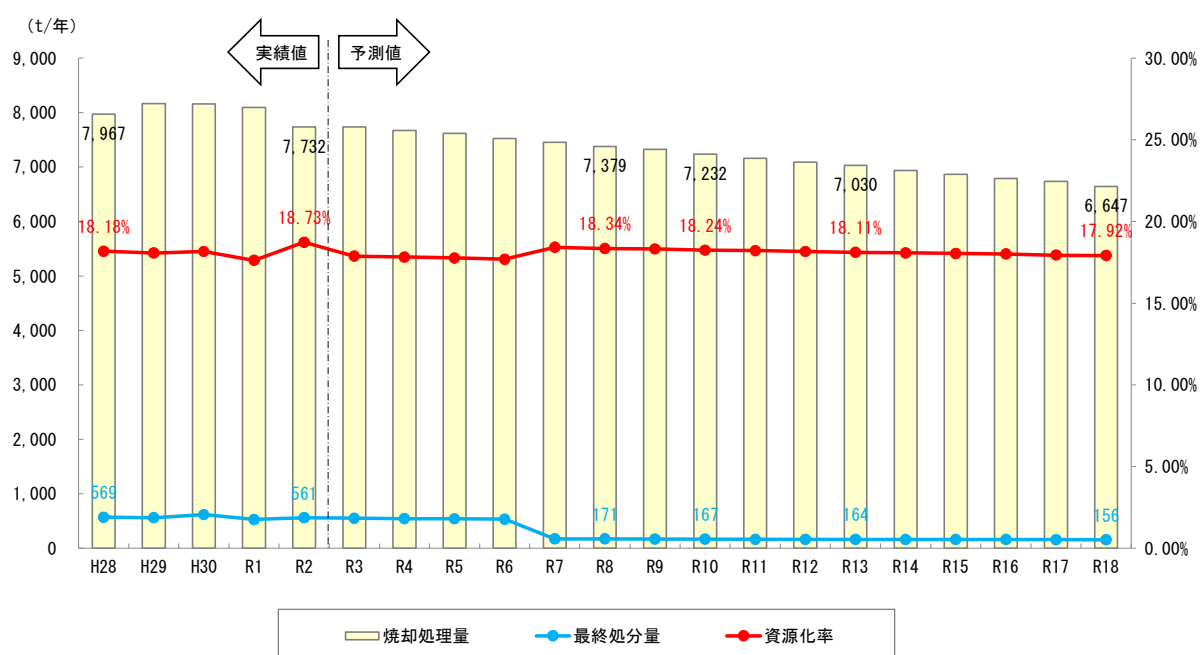


図 5-3 ごみ処理量の予測

## 第6章 ごみ処理の基本理念・基本方針

### 第1節 ごみ処理の基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動により、私たちは物質的な豊かさを手に入れた一方で、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染等、地球規模での環境問題を招きました。

これからは、本市においても循環型社会を構築するため、「持続可能な開発目標（SDGs）」を共通認識として、行政・市民・事業者が取組みを加速することが重要です。前計画では、「持続可能な循環型社会構築による安全で快適な生活環境づくり」を基本理念として掲げましたが、この理念は普遍的なものであり、前計画策定以降の状況変化を踏まえてもなお、現在及び未来において有効であることから、変更せずに本計画に引き継ぎます。

#### 【 ごみ処理の基本理念 】

**持続可能な循環型社会構築による安全で快適な生活環境づくり**

### 第2節 ごみ処理の基本方針

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の状況から脱却するために、生産から流通、消費、廃棄に至るすべての過程における物質やエネルギーの効率的な利用やリサイクル、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減が図れる循環型社会の構築を目指すことを目的に、行政・市民・事業者が一体となって、①発生抑制（リデュース）、②再利用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の3Rの取組みを推進するとともに、環境教育・啓発活動の充実や再資源化に努めます。また、環境に配慮した安全で効率的な廃棄物処理システムの構築を行い、ごみの適正処理を図ります。

#### 1. 排出抑制と資源化の推進

ごみの排出抑制・資源化を推進する上で、排出時点での対応が最も重要な対策となります。排出時点で『混ぜればごみ、分ければ資源』の言葉のように、市民や事業者が排出時点で排出抑制、分別を適切に実践することが重要であり、各種取組みを通じて排出抑制や資源化に対する意識の向上、行動の定着を推進していくものとします。

特に、国内外で喫緊の課題となっている食品ロスや海洋プラスチックごみによる海洋汚染対策として、食品廃棄物やプラスチックごみの発生抑制と資源化に向けた取組みを推進していくものとします。

また、事業系ごみについては、事業者への減量化の啓発を強化することで排出抑制及び資源化を推進します。

##### (1) 発生抑制（リデュース）の推進

ごみを出来るだけ出さないための取組みを推進します。

## (2) 再利用（リユース）の推進

使えるものを繰り返し利用する取り組みを推進します。

## (3) 再生利用（リサイクル）の推進

ごみを原料の状態に戻し、新たな製品として利用する取組みを推進します。

## 2. 環境教育・啓発活動の充実

### (1) 環境教育・啓発活動の充実

市民、事業者に対してごみの減量化・再利用及び資源化について関係団体等と協力しながら教育・啓発を図っていきます。またリサイクル施設等での展示や講習会等の活用とともに、広報やインターネット等を利用して啓発を行い、市民のごみ減量化に関する意識の向上を図ります。さらに、小学校等においてごみ副読本やビデオ、施設見学等の教育・啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

## 3. 再資源化計画

再資源化は、資源ごみとしてはじめから資源として回収する方法、不燃ごみや粗大ごみのようにその中から鉄やアルミ等の有価物を資源化する方法、可燃ごみの焼却残渣を資源化する方法等があります。

### (1) 国東市による再資源化

組合の広域ごみ処理施設が供用開始されるまでの期間においては、現行の処理フローにより、拠点回収資源ごみ（廃食油）と地区資源回収ごみは独自の資源化ルートにより資源化を実施し、その他の資源ごみは、リサイクルプラザで破碎・選別を行い資源化の推進を図ります。

広域ごみ処理施設が供用開始後は、拠点回収資源ごみ（廃食油）と地区資源回収ごみの資源化を継続します。

### (2) 組合による再資源化

広域ごみ処理施設の供用開始後は、缶類、びん類、ペットボトルの選別、圧縮、直接持ち込まれた資源ごみの資源化の他、不燃ごみを破碎し、その中から金属類を回収します。

また、焼却処理によって発生する焼却残渣については、セメント原料化による再資源化を実施します。

## 4. 環境に配慮した安全で効率的な廃棄物処理システムの構築

### (1) 収集・運搬

ごみ処理が広域処理に移行した後も、本市圏域の収集・運搬は本市が主体となり実施しますが、分別区分、収集頻度、収集・運搬体制の見直しを行います

なお、本市は広域ごみ処理施設の建設予定地（宇佐市西大堀地区）から遠方となるため、運搬効率の向上、運搬車両の通行による運搬経路周辺住民の生活環境保全を目的として、サテライトセンターの整備を組合にて計画しています。また、サテライトセンターから広域ごみ処理施設への運搬は組合が主体となって実施します。

(2) 中間処理

組合の広域ごみ処理施設が供用開始されるまでの期間においては、本市が保有する国東市クリーンセンターで適正処理及び資源化の推進を図ります。

広域ごみ処理施設の供用開始後は、組合が主体となって中間処理を実施します。

(3) 最終処分

組合の広域ごみ処理施設が供用開始されるまでの期間においては、本市が保有する国東市最終処分場で最終処分を実施します。

広域ごみ処理施設の供用開始後は、組合が主体となって埋立処分を実施します。ただし、最終処分場を閉鎖するまでの期間、今後も本市が主体となって施設の維持管理を行います。

なお、組合は、新たな最終処分場の整備を検討していますが、組合構成市が所有する最終処分場には残余容量があるため、新たな最終処分場の整備が完了するまでの期間については、組合構成市の最終処分場で最終処分を行います。

5. その他の施策

不法投棄ごみの対策として看板の設置やパトロールを実施します。

また、災害廃棄物は、「国東市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、国、県及び近隣自治体と連携を図り処理を行い、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図ります。

## 第7章 ごみ処理基本計画

### 第1節 排出抑制目標の設定

#### 1. 宇佐・高田・国東広域事務組合の排出抑制目標

宇佐・高田・国東広域事務組合の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年3月）」では、排出抑制の目標を以下のように設定しています。

##### 【ごみ排出量の排出目標値】

目標年度（令和10年度）において推計された各市のごみ排出量に対し、

##### ●家庭系ごみ排出量

資源・集団回収を除く1人1日当たり排出量を12%削減し、463.85g/人・日以下とします。

##### ●事業系ごみ排出量

1日当たり排出量を12%削減します。

（設定手法）

家庭系ごみ排出量の資源・集団回収を除く1人1日当たり排出量を、全市一律に12%削減した場合、各構成市の排出量は以下のとおりです。

宇佐市：469.78g/人・日 豊後高田市：435.48g/人・日、国東市：476.55g/人・日

豊後高田市は最も少なく、最も多い市と約41g/人・日の差があります。また、豊後高田市のみ過去10年間の1人1日当たり排出量を減少させており、さらに12%削減することは困難と思われます。

よって、各市において個別に排出目標値を設定するのではなく、排出目標値を構成市全体で統一します。

全市一律に12%削減した場合、令和10年度における構成市全体の資源・集団回収を除く1人1日当たり排出量は463.85g/人・日となります。この値を構成市全体における家庭系ごみ排出量の目標値とします。

##### 【資源化の目標値】

目標年度（令和10年度）において、

- 令和10年度における、排出量に対する資源化量の割合を16.5%以上とします。

##### 【最終処分場の目標値】

目標年度（令和10年度）において、

- 総排出量に対する最終処分量の割合は2.5%以下とします。

## 2. 本市の排出抑制目標

本市では、宇佐・高田・国東広域事務組合の排出抑制の目標を踏まえ、以下の様に設定します。

### 【ごみ排出量の排出目標値】

目標設定年度（令和 10 年度）において推計されたごみ排出量に対し、

#### ●家庭系ごみ排出量

資源・集団回収を除く 1 人 1 日当たり排出量を 463.85 g/人・日以下に削減します。

#### ●事業系ごみ排出量

1 日当たり排出量を 12%削減します。

家庭系ごみ （資源・集団回収を除く）	令和 10 年度 （基準値）※	令和 10 年度 （目標設定年度）	令和 18 年度 （計画目標年度）
排出量	538.48 g/人・日	463.85 g/人・日	463.85 g/人・日
基準値に対する削減率	—	13.9%	13.9%

※令和 10 年度の基準値とは、排出抑制策を実施しない場合の排出量。

事業系ごみ	令和 10 年度 （基準値）※	令和 10 年度 （目標設定年度）	令和 18 年度 （計画目標年度）
排出量	8.12 t/日	7.14 t/日	6.83 t/日
基準値に対する削減率	—	12.1%	15.9%

※令和 10 年度の基準値とは、排出抑制策を実施しない場合の排出量。

### 【資源化の目標値】

目標設定年度（令和 10 年度）において、

- 総排出量に対する資源化量の割合を 16.5%以上とします。

資源化	令和 10 年度 （目標設定年度）	令和 18 年度 （計画目標年度）
総排出量	7,019 t/年	6,299 t/年
資源化量	1,328 t/年	1,184 t/年
資源化量の割合	18.92%	18.80%



【最終処分場の目標値】

目標設定年度（令和 10 年度）において、

- 総排出量に対する最終処分量の割合を 2.5%以下とします。

最終処分量	令和 10 年度 (目標設定年度)	令和 18 年度 (計画目標年度)
総排出量	7,019 t /年	6,299 t /年
最終処分量	149 t /年	140 t /年
最終処分の割合	2.12%	2.22%

## 第2節 目標達成のための施策

### 1. 本市におけるSDGsへの取り組み

持続可能な開発目標（SDGs）は、全ての国際連合加盟国が令和12年までに取り組む行動計画として、17分野の国際目標と169のターゲットを掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して取り組んでいます。

本市においても、SDGsを共通認識として、市民・事業者・行政が取り組みを加速することが重要と考えており、本計画においてもSDGsとの関連性を踏まえて計画を推進して行きます。



図 7-1 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

表 7-1 本計画に関連する開発目標と主なターゲット

開発目標		主なターゲット
4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	4-7 2030年までに、教育を受けるすべての人が、持続可能な社会をつくっていくために必要な知識や技術を身につけられるようにする。そのために、たとえば、持続可能な社会をつくるための教育や、持続可能な生活のしかた、人権や男女の平等、平和や暴力を使わないこと、世界市民としての意識、さまざまな文化があることなどを理解できる教育をすすめる。
9	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。	9-4 2030年までに、資源をよりむだなく使えるようにし、環境にやさしい技術や生産の方法をより多く取り入れて、インフラや産業を持続可能なものにする。すべての国が、それぞれの能力に応じて、これに取り組む。
11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。	11-6 2030年までに、大気や水質の処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。
12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。	12-3 2030年までに、お店や消費者のところで捨てられる食料（一人当たりの量）を半分に減らす。また、生産者からお店への流れのなかで、食料が捨てられたり、失われたりすることを減らす。 12-5 2030年までに、ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。
13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。	13-1 気候に関する災害や自然災害が起きたときに、対応したり立ち直ったりできるような力を、すべての国でそなえる。
14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。	14-1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化など、特に陸上の人間の活動によるものをふくめ、あらゆる海の汚染をふせぎ、大きく減らす。
17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	17-17 さまざまなパートナーシップの経験などをもとにして、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップをすすめる。

## 2. 市民・事業者・行政の役割

### (1) 市民の役割

市民は、一人一人が資源の浪費を抑制するという自覚のもと、発生抑制・再利用・再生利用に積極的に取り組む必要があります。

例えば、商品の購入に当たっては、容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、詰め替えできる商品、耐久性に優れた商品の選択に努め、商品の使用にあたっては、可能な限り長期間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制に取り組むこととします。

また、ごみの排出に当たっては、「混ぜればごみ、分ければ資源」の考えのもと、市が定める分別区分に従い、適正排出を実施します。その他、事業者が行っている店頭回収や不要品の引き取りなど、身近なところで実施されている資源化活動も積極的に活用します。

### (2) 事業者の役割

事業者は、活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正処理・処分し、資源の有効活用を進める義務があります。

原材料の選択や製造工程を工夫する等により排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その廃棄物の適正な循環的利用を促進し、その上で処理しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保することとします。

また、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民も参加しやすい取組みも実施します。

### (3) 行政の役割

市は、排出抑制及び再利用の推進に重点を置き、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行います。そのほか、自発的なごみの発生抑制や資源化活動を実施する市民事業者等に対する支援を行い、活動の継続と発展に協力します。

また、分別収集を徹底することで、ごみの適正な循環的利用に努めるとともに、資源ごみの資源化ルートを確保するなど、リサイクル体制の整備を継続して実施します。

### 3. 目標達成に向けての取り組み

「第6章 ごみ処理の基本理念・基本方針」で掲げた基本理念と4つの基本方針を達成するために、以下の取り組みを行います。

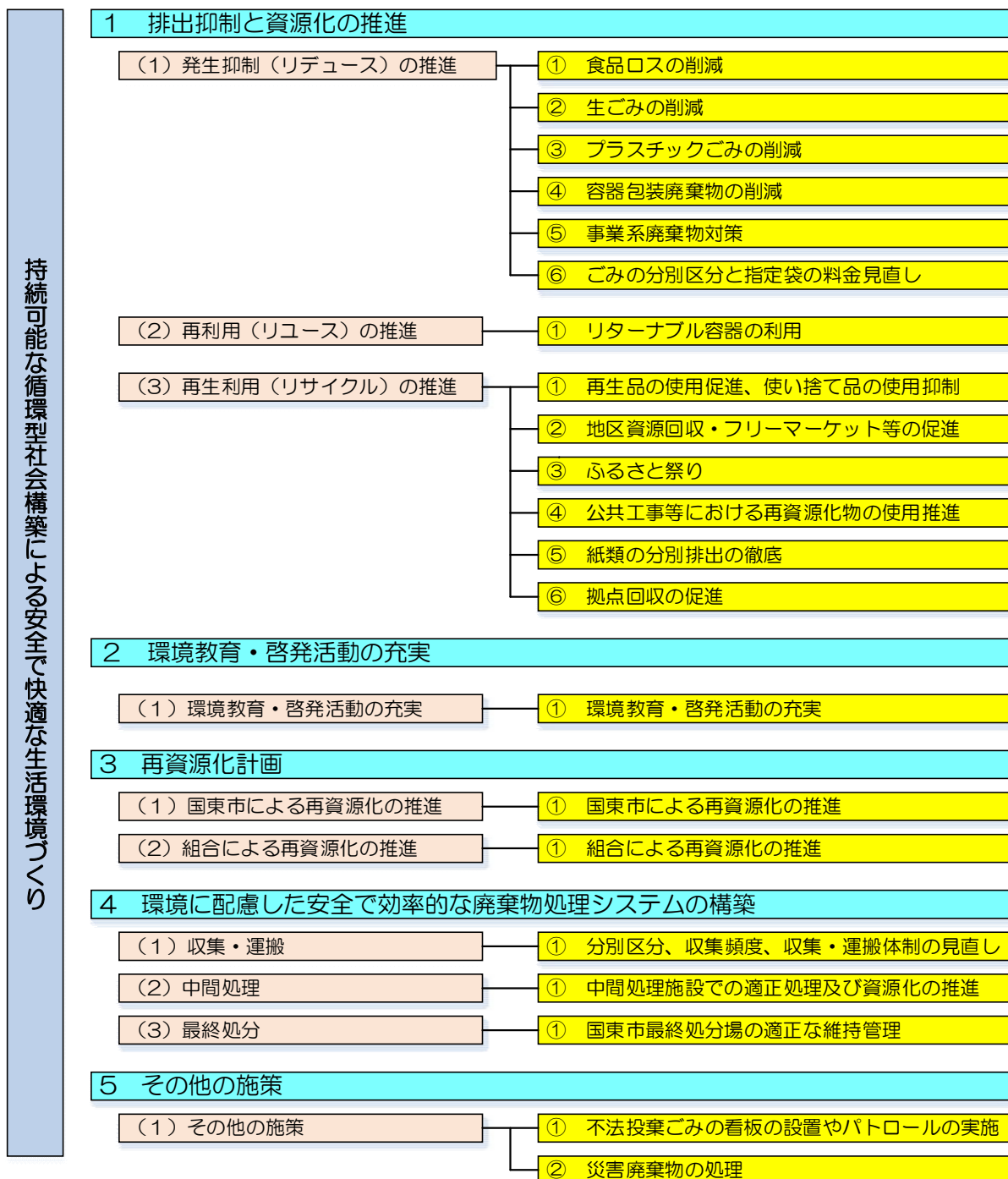






図 7-2 目標達成に向けての取り組み





(1) 排出抑制と資源化の推進

3R「①発生抑制（リデュース）、②再利用（リユース）、③再生利用（リサイクル）」の取り組みを推進します。

1) 施策1 発生抑制（リデュース）の推進

ごみを出来るだけ出さないための取り組み

① 食品ロスの削減			
【市民の取り組み】			
・ 計画的な食品の購入と食べきれぬ量の調理に努めます。			
【事業者の取り組み】			
・ 適切な量の入荷管理を行い、食品の廃棄を出さないように努めます。			
【行政の取り組み】			
・ 市内から排出される生ごみの中には少なからず食品ロス（食べられるのに廃棄されてしまった食品のことで、賞味期限を過ぎた未利用食品等のことをいいます。）が含まれています。			
・ 食品ロスの削減は全国的な課題でもあることから、市報やホームページを通じて啓発に努めます。			
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>

② 生ごみの削減			
【市民の取り組み】			
・ 台所ごみの水切り・乾燥等によって減量化を図ります。			
・ 生ごみ処理機やダンボールコンポスト等を活用し、家庭から出る生ごみから堆肥を作るなどで、減量化、資源化に取り組みます。			
【事業者の取り組み】			
・ 適切な量の入荷管理を行い、食品の廃棄を出さないように努めます。			
【行政の取り組み】			
・ 生ごみは家庭でのコンポスト化や生ごみ処理機などの処理により減量化を図ることが可能であるため、市民や事業者への排出前の対策を促すための施策を講じていきます。			
・ 生ごみ処理機の普及推進、ダンボールコンポスト等、家庭でできる生ごみ処理についての講習会の開催、水きりの徹底などの啓発事業を継続して推進していくものとします。			
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>

### ③ プラスチックごみの削減

#### 【市民の取り組み】

- ・マイボトル（水筒）やマイスプーン等を持参し、使い捨てプラスチックの使用を減らすことに努めます。
- ・シャンプー等は詰め替え用ボトルを繰り返し使うことに努めます。

#### 【事業者の取り組み】

- ・プラスチック製の素材から代替え素材を使用するなどにより、プラスチックごみを発生させない販売に努めます。

#### 【行政の取り組み】

- ・国の動向に注視し、プラスチックの収集形態を検討します。



### ④ 容器包装廃棄物の削減

#### 【市民の取り組み】

- ・買い物袋等のごみを減らす観点から、買い物際にはレジ袋の使用をやめ、かごやエコバッグ等を持参するよう努めます。また、購入の際も簡易包装のものを選ぶようにします。



地球温暖化防止協議会によるエコバック配布

#### 【事業者の取り組み】

- ・物の製造、加工、販売等に際して、容器包装の簡易化に努めます。
- ・家電製品梱包用の梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、製造・流通事業者の責任において回収・再利用する体制を整備していきます。

#### 【行政の取り組み】

- ・各種の審議会・集会等の場を利用して、消費者、販売業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の削減、過剰包装の抑制、リターナブルびんの利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及・啓発に努めます。



## ⑤ 事業系廃棄物対策

### 【事業者の取り組み】

- ・ 事業活動に伴って生じるごみは事業者自らが責任を持って適正に処理・処分することが原則であることを自覚し、適正な分別・排出を徹底することにより、ごみの減量化、資源化に努めます。
- ・ 原材料の選択や製造工程を工夫するなどにより、自ら排出するごみの排出抑制に努めます。必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備するなど、連携による排出抑制に努めます。

### 【行政の取り組み】

- ・ 事業者に対し減量化の啓発をしていくなど、事業系ごみの排出抑制対策を講じます。



## ⑥ ごみの分別区分と指定袋の見直し

### 【行政の取り組み】






- ・ 組合が整備を進める広域ごみ処理施設稼働後、本市の可燃ごみ、不燃ごみは、宇佐市、豊後高田市のごみと共に処理されます。しかし現在、組合を構成する3市のごみ分別、収集方法等が異なるため、広域ごみ処理施設の稼働に向け、宇佐市及び豊後高田市の状況を踏まえた上で、分別収集区分及び指定袋の規格等の見直しを検討します。





## 2) 施策2 再利用（リユース）の推進

使えるものを繰り返し利用する取り組み

① リターナブル容器の利用				
【市民の取り組み】				
・ビール瓶、一升瓶等のリターナブル容器（びん）を選択し適切に返却するように努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。				
【事業者の取り組み】				
・繰り返し利用可能なリターナブル容器への転換を図るとともに、空き缶や空きビン等の資源として再生可能なものについて、製造・流通事業者による自主回収促進を図っていきます。				
【行政の取り組み】				
・地域においてリターナブルびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。				
				

### 3) 施設3 再生利用（リサイクル）の推進

ごみを原料の状態に戻し、新たな製品として利用する取組み

#### ① 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

##### 【市民の取組み】

- ・トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。
- ・可能な限り、無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

##### 【事業者の取組み】

- ・事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めていきます。

##### 【行政の取組み】

- ・事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に関しては、再生品を使用します。



#### ② 地区資源回収・フリーマーケット等の促進

##### 【市民の取組み】

- ・住民団体による新聞・雑誌等の集団回収や衣類・家庭用品等の不用品交換は、ごみの減量化の観点だけでなく、地域コミュニティの育成にも有効であることから、積極的に実施します。さらに、フリーマーケットやガレージセールの場合、市や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却したり、交換することでごみ減量化に努めます。



#### ③ ふるさと祭り

##### 【市民（各種団体）の取組み】

- ・ダンボールコンポスト、緑のカーテン、廃食用油回収、新聞エコバッグ、マイエンザなど、環境への取組みを紹介します。



ふるさと祭りのブース



#### ④ 公共事業等における再資源化物の使用推進

##### 【行政の取り組み】

- ・公共事業等において、廃材の再生品、エコセメント等の再資源化物の使用を推進することにより、可能な限り、ものを無駄に消費しないように努めます。



#### ⑤ 紙類の分別排出の徹底

##### 【市民の取り組み】

- ・可燃ごみに多く含まれる、リサイクル可能な雑がみについて、分別を徹底し、可燃ごみの発生抑制、資源化に努めます。

##### 【事業者の取り組み】

- ・リサイクル可能な紙類の適正な処理を徹底して行うことによって、可燃ごみの発生抑制、資源化に努めます。

##### 【行政の取り組み】

- ・可燃ごみとして排出されるごみのうち、紙類が占める割合は特に多く、この中には資源として排出できる紙類も多く含まれています。市では今後も紙類の分別徹底を呼びかけます。特に平成 28 年度から新たに分別品目として加わった「雑がみ」の回収について重点的に周知を図るものとし



#### ⑥ 拠点回収の促進

##### 【市民の取り組み】

- ・小型家電回収ボックスを利用し、小型家電の回収に努めます。
- ・廃食用油回収ボックスを利用し、廃食用油の回収に努めます。

##### 【行政の取り組み】

- ・市役所本庁及び各支所に小型家電回収ボックスと廃食用油回収ボックスを設置し、回収を促進します。また、持ち込み量が増えるように広報等で啓発を行い、再資源化を促進します。







小型家電回収ボックス






## (2) 環境教育・啓発活動の充実

広報誌やインターネット、また、「ふるさとまつり」等のイベントを通じて、ごみの減量化・再利用及び資源化の啓発活動に取り組みます。

① 環境教育・啓発活動の充実			
【市民の取り組み】			
・ 講習会や施設見学へ参加し、環境に関する理解を深めます。			
【行政の取り組み】			
・ 以下を通じて、環境教育・啓発活動の充実を図ります。			
① リサイクル施設等での展示や講習会			
② 広報やインターネット			
③ 小学校等でのごみ副読本やビデオ、施設見学			
④ ふるさと祭り等のイベント			
			

## (3) 再資源化計画

### 1) 国東市による再資源化の促進

① 国東市による再資源化の推進		
【行政の取り組み】		
・ 広域ごみ処理施設が供用開始されるまでは、現行の処理フローにより資源化の推進を図ります。		
・ 広域ごみ処理施設が供用開始後は、拠点回収資源ごみ（廃食油）と地区資源回収ごみの資源化を継続します。		
		

## 2) 組合による再資源化の促進

### ① 組合による再資源化の推進

#### 【行政の取り組み】

- ・ 組合の広域ごみ処理施設では、缶類、びん類、ペットボトルの選別、圧縮、直接持ち込まれた資源ごみの資源化の他、不燃ごみを破碎し、その中から金属類を回収します。
- ・ 焼却処理した後の焼却残渣についてはセメント原料化による再資源化を実施します。



## (4) 環境に配慮した安全で効率的な廃棄物処理システムの構築

### 1) 収集・運搬

### ① 分別区分、収集頻度、収集・運搬体制の見直し

#### 【行政の取り組み】

- ・ 広域ごみ処理施設の供用開始に向け、分別区分、収集頻度、収集・運搬体制の見直しを行います。
- ・ 広域ごみ処理施設の供用開始後は、サテライトセンターから広域ごみ処理施設への運搬は組合が主体となって実施します。



## 2) 中間処理

### ① 中間処理施設での適正処理及び資源化の推進

#### 【行政の取り組み】

- ・ 組合の広域ごみ処理施設が供用開始されるまでの期間においては、本市が保有する国東市クリーンセンターで適正処理及び資源化の推進を図ります。
- ・ 広域ごみ処理施設の供用開始後は、組合が主体となって適正処理及び資源化の推進を図ります。



### 3) 最終処分

#### ① 国東市最終処分場の適正な維持管理

##### 【行政の取り組み】

- ・ 組合の広域ごみ処理施設が供用開始されるまでの期間は、本市が保有する国東市最終処分場で最終処分を実施します。
- ・ 広域ごみ処理施設の供用開始後は、組合が主体となって埋立処分を実施します。ただし、本市の最終処分場を閉鎖するまでの期間、今後も本市が主体となって施設の適正な維持管理を行います。



### (5) その他の施策

#### ① 不法投棄ごみの看板の設置やパトロールの実施

##### 【行政の取り組み】

- ・ 不法投棄ごみ対策として看板の設置やパトロールを実施します。



#### ② 災害廃棄物の処理

##### 【行政の取り組み】

- ・ 災害廃棄物は、「国東市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、国、県及び近隣自治体と連携を図り処理を行い、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図ります。



### 第3節 排出抑制策実施後のごみ排出量・処理量の予測

#### 1. ごみ排出量の予測

##### (1) 行政区域内人口及びごみ排出量の予測

行政区域内人口は、令和2年度の27,240人から令和18年度には20,294人に減少すると予測されます。

排出抑制策を実施することにより、可燃ごみの排出量は令和2年度の7,476 t/年から令和18年度には5,474 t/年に減少すると予測されます。特に家庭系ごみの減少率が高く、令和2年度の4,823 t/年から令和18年度は3,047 t/年に約36.8%減少すると予測されます。

不燃ごみの排出量も、排出抑制策の実施により、令和2年度の665 t/年から令和18年度に454 t/年減少すると予測されます。

地区資源回収の排出抑制は行いませんが、行政区域人口の減少に伴い、排出量も減少すると予測されます。

表 7-2 行政区域内人口とごみ排出量の予測

項目\年度	単位	実績値	予測値			
		R2	R8	R10	R13	R18
行政区域内人口	人	27,240	24,418	23,531	22,261	20,294
可燃ごみ	t/年	7,476	6,488	6,092	5,870	5,474
家庭系ごみ	t/年	4,823	3,780	3,533	3,352	3,047
事業系ごみ	t/年	2,653	2,708	2,559	2,518	2,427
不燃ごみ	t/年	665	533	497	482	454
家庭系ごみ	t/年	622	486	450	427	388
事業系ごみ	t/年	43	47	47	55	66
地区資源回収	t/年	498	446	430	407	371
総ごみ排出量	t/年	8,639	7,467	7,019	6,759	6,299

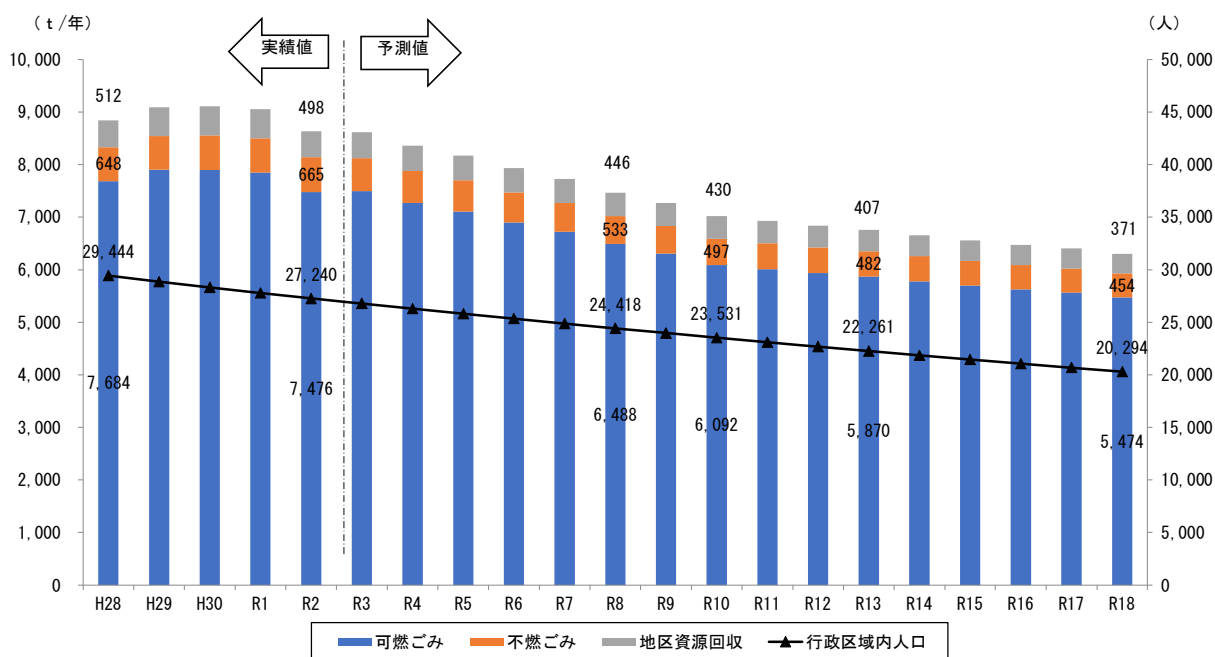


図 7-3 行政区域内人口とごみ排出量の予測

(2) 家庭系ごみ・事業系ごみの排出量の予測

排出抑制策を実施することにより、家庭系ごみの排出量は令和2年度の5,943 t/年から、令和18年度には3,806 t/年に減少すると予測され、資源・集団回収を除く1人1日当たり排出量は547.65 g/人・日から、463.85 g/人・日に減少すると予測されます。

事業系ごみの排出量も、排出抑制策の実施により、令和2年度の2,696 t/年から令和18年度に2,493 t/年に減少すると予測され、1日当たりの排出量も7.39 t/日から6.83 t/日に減少すると予測されます。

家庭系、事業系を合わせた、総ごみ排出量に対する1人1日当たりの排出量は、令和2年度の868.89 g/人・日から、令和18年度には850.38 g/人・日に減少すると予測されます。

表 7-3 家庭系ごみ・事業系ごみの排出量の予測

項目\年度	単位	実績値	予測値				
		R2	R8	R10	R13	R18	
家庭系ごみ	t/年	5,943	4,712	4,413	4,186	3,806	
1人1日当たり排出量	g/人・日	597.74	528.76	513.94	513.94	513.94	
資源・集団回収を除く	g/人・日	547.65	478.67	463.85	463.85	463.85	
事業系ごみ	t/年	2,696	2,755	2,606	2,573	2,493	
1日当たり排出量	t/日	7.39	7.55	7.14	7.03	6.83	
総ごみ排出量	t/年	8,639	7,467	7,019	6,759	6,299	
1人1日当たり排出量	g/人・日	868.89	837.81	817.23	829.58	850.38	
1日当たり排出量	t/日	23.67	20.46	19.23	18.47	17.26	

資料編 表2-5ごみの排出量の実績と予測 参照

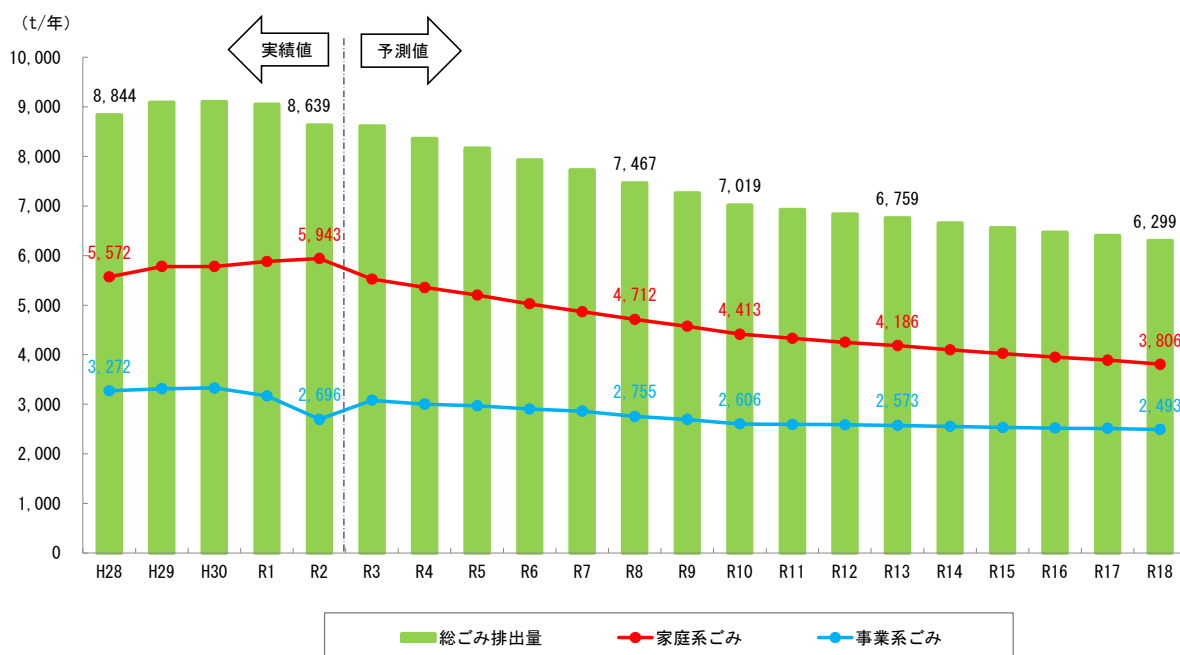


図 7-4 家庭系ごみ・事業系ごみの排出量の予測



## 2. ごみ処理量の予測

### (1) 焼却処理量

焼却処理量は、可燃ごみの減少に伴い、令和2年度の7,732 tから令和18年度には5,671 tに減少すると予測されます。

焼却残渣は、令和7年度に広域ごみ処理施設の稼働開始に伴い、残渣の発生量が減少します。

表 7-4 焼却処理量の予測

項目\年度	単位	実績値	予測値			
		R2	R8	R10	R13	R18
焼却処理量	t/年	7,732	6,712	6,309	6,078	5,671
収集可燃ごみ	t/年	3,824	3,084	2,872	2,725	2,477
直接搬入可燃ごみ	t/年	3,652	3,404	3,220	3,145	2,997
し渣・汚泥	t/年	256	224	217	208	197
焼却残渣	t/年	904	512	481	463	432
焼却灰	t/年	584	348	327	315	294
飛灰	t/年	320	164	154	148	138

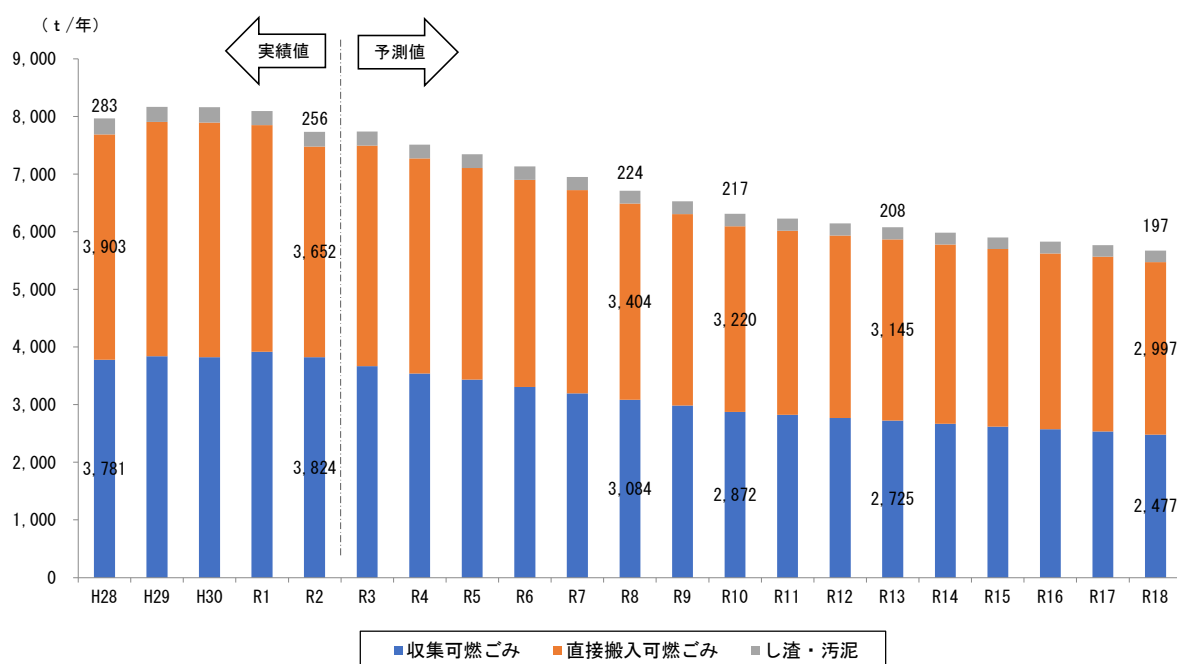


図 7-5 焼却処理量の予測

(2) 資源化量

資源化量は、令和7年度の広域ごみ処理施設の供用開始により飛灰を資源化しますが、焼却灰と飛灰の発生率が現有施設より減少します。

資源化率は、資源化量が減少する一方で、総ごみ排出量も減少することから、令和2年度の18.73%から令和18年度には18.80%に微増すると予測されます。

表 7-5 資源化量の予測

項目\年度	単位	実績値	予測値				
		R2	R8	R10	R13	R18	
資源化量	t/年	1,618	1,406	1,328	1,275	1,184	
直接資源化	t/年	108	91	85	81	76	
地区資源回収量	t/年	498	446	430	407	371	
工場資源化量	t/年	467	357	332	324	305	
焼却灰リサイクル	t/年	545	348	327	315	294	
飛灰リサイクル	t/年	0	164	154	148	138	
資源化率	%	18.73	18.83	18.92	18.86	18.80	

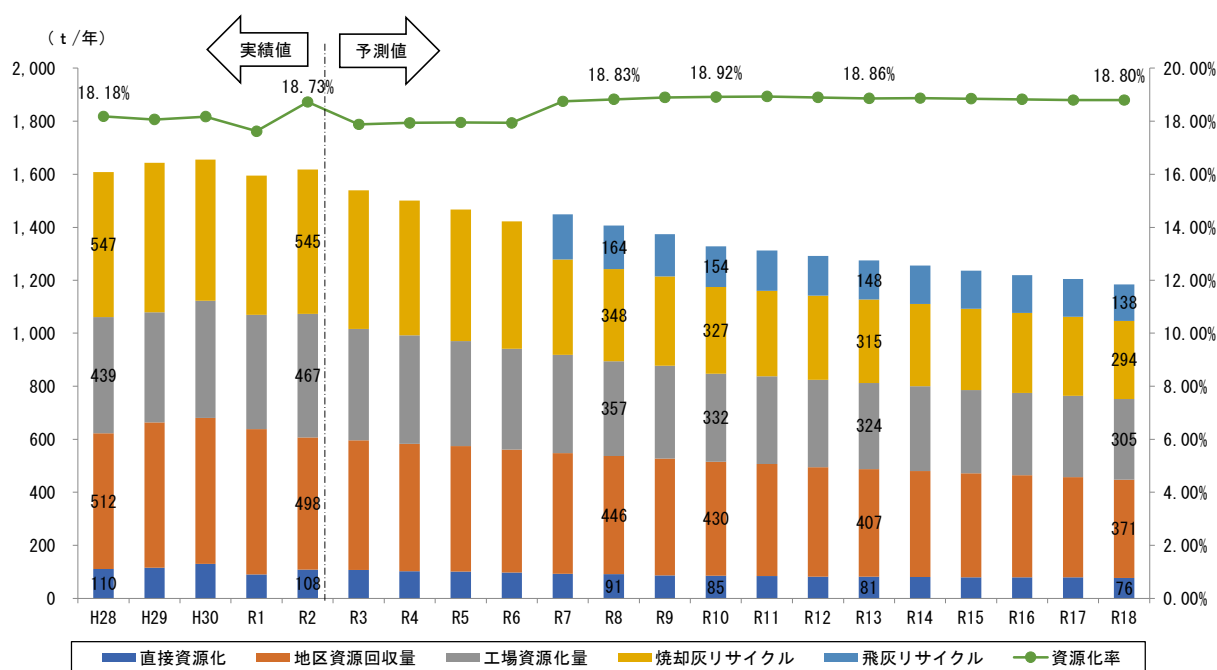


図 7-6 資源化量の予測

地区資源回収と焼却灰・飛灰を除く品目別資源化量の予測は以下のとおりです。

表 7-6 品目別資源化量の予測（地区資源回収、焼却灰・飛灰を除く）

項目\年度	単位	実績値	予測値			
		R2	R8	R10	R13	R18
ペットボトル	t/年	71	53	50	48	45
紙類	t/年	30	33	31	29	27
段ボール	t/年	15	16	15	14	13
新聞紙・チラシ	t/年	15	16	15	14	13
雑誌	t/年	0	1	1	1	1
びん類	t/年	169	146	136	132	124
無色	t/年	60	52	48	47	44
茶	t/年	65	61	57	55	52
その他	t/年	44	33	31	30	28
スチール類	t/年	63	44	41	40	37
アルミ類	t/年	40	32	30	29	27
粗大鉄	t/年	124	82	75	75	72
小型家電	t/年	67	49	46	45	42
乾電池	t/年	9	7	6	6	6
蛍光管	t/年	2	2	2	1	1
合計	t/年	774	627	584	566	532

(3) 最終処分量

最終処分量は、令和7年度の広域ごみ処理施設の供用開始に伴い、焼却灰と飛灰を資源化するため、令和2年度の561 t/年から令和18年度には140 t/年に減少します。

最終処分率も、令和2年度の6.49%から令和18年度には2.22%に減少すると予測されます。

表 7-7 最終処分量の予測

項目\年度	単位	実績値					予測値				
		R2	R8	R10	R13	R18					
埋立処分量	t/年	561	157	149	145	140					
焼却残渣	t/年	358	0	0	0	0					
	焼却灰	t/年	38	0	0	0	0				
	飛灰	t/年	320	0	0	0	0				
直接埋立	t/年	25	12	12	11	11					
不燃残渣	t/年	145	117	109	105	99					
最終汚泥	t/年	33	28	28	29	30					
最終処分率	%	6.49	2.10	2.12	2.15	2.22					

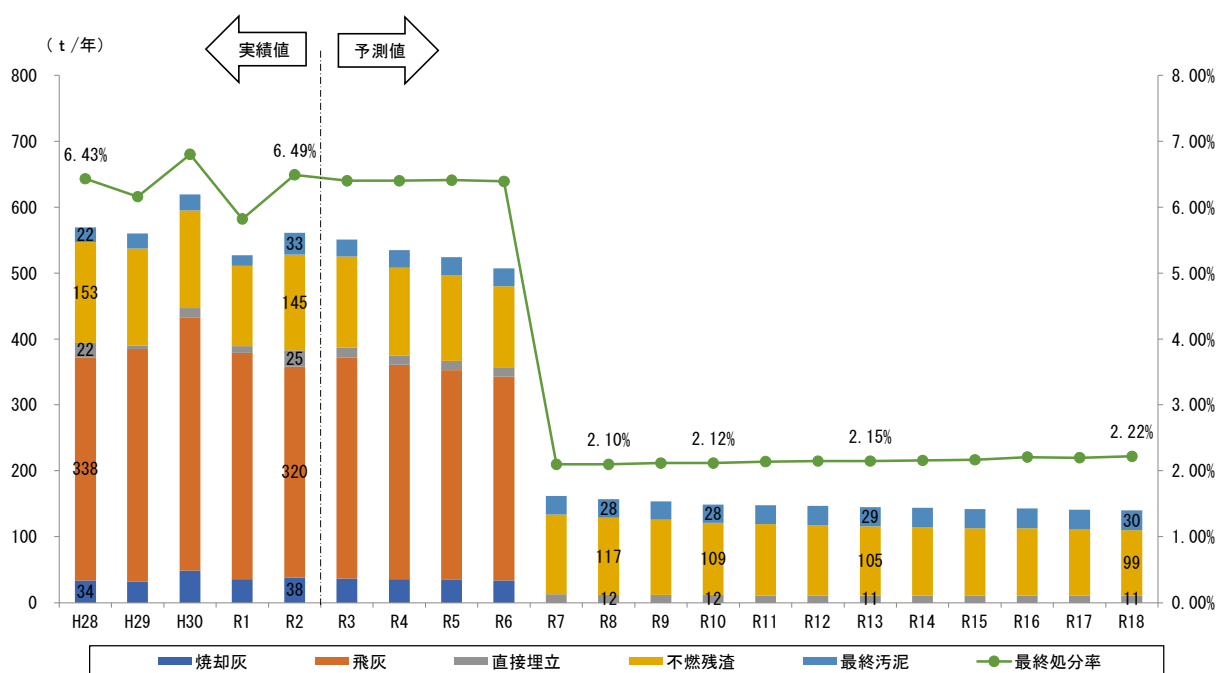


図 7-7 最終処分量の予測

## 第4節 広域ごみ処理施設供用開始後のごみ処理計画

### 1. ごみ処理の処理主体

広域ごみ処理施設供用開始後のごみ処理主体は表 7-8に示すとおりです。

本市圏域のごみの収集・運搬は本市が継続して実施します。広域ごみ処理施設の建設地は、組合構成市の宇佐市内であり、本市からは遠方となるため、組合ではごみを効率的に運搬するために、現在の国東市クリーセンター内にサテライトセンターの整備を計画しています。なお、サテライトセンターから広域ごみ処理施設までの運搬は、組合が主体となって実施します。また、サテライトセンターの運営は組合が主体となって実施します。

中間処理は、広域ごみ処理施設で組合が実施します。

最終処分は、広域ごみ処理施設から発生する不燃残渣の埋立処分を組合が主体となって実施します。なお、本市所有の最終処分場の維持管理は本市が継続して実施します。

表 7-8 広域ごみ処理施設供用開始後のごみ処理主体

収集・運搬	国東市圏域	国東市
	サテライトセンターから広域ごみ処理施設	組合
中間処理		組合
最終処分	埋立処分	組合
	施設の維持管理	国東市

### 2. ごみの分別区分

広域ごみ処理施設供用開始後のごみの分別区分は、現在、組合を構成する市で異なるため、組合構成市間で統一を図ります。

### 3. ごみ処理フロー

広域ごみ処理施設供用開始後のごみ処理フローは図 7-8 に示す通りです。

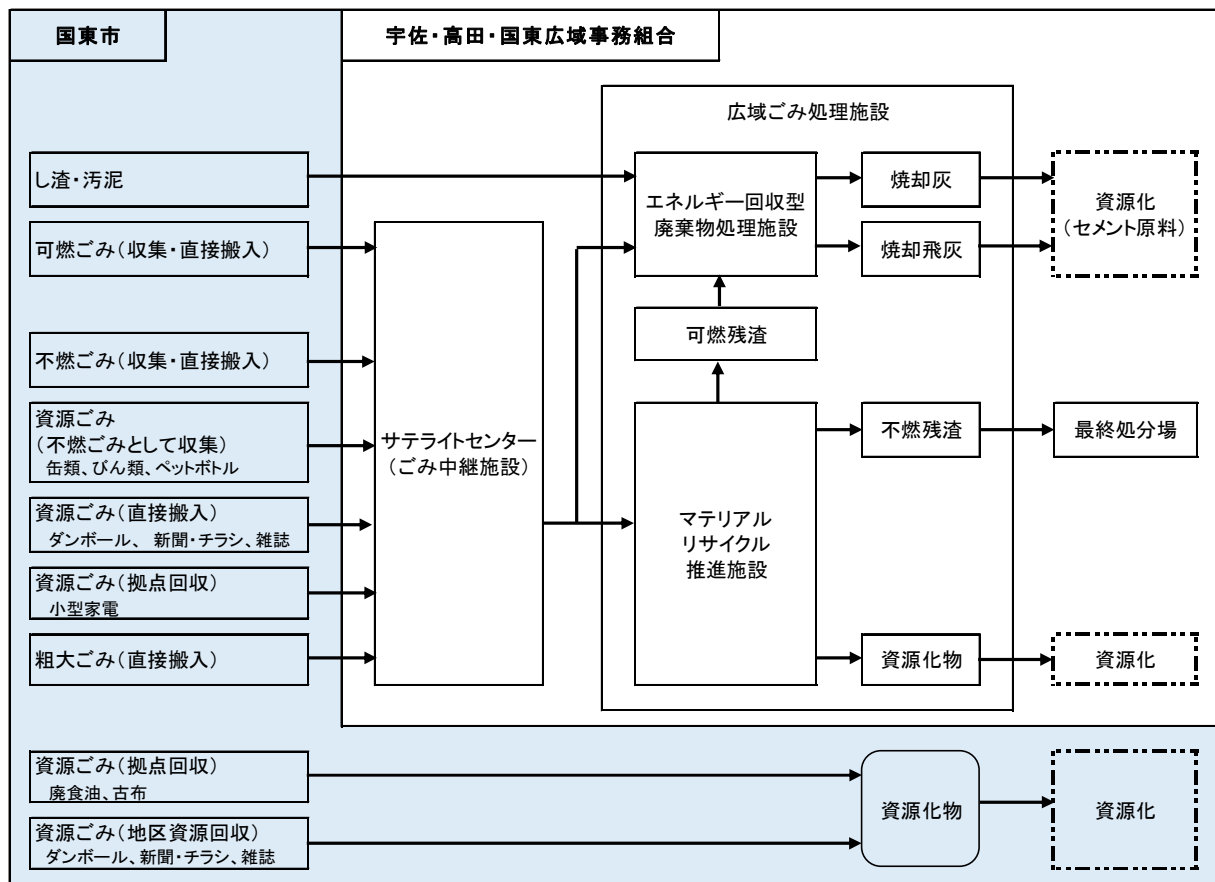


図 7-8 広域ごみ処理施設供用開始後のごみ処理フロー

#### 4. 収集・運搬計画

##### (1) 収集・運搬

組合の広域ごみ処理施設が供用開始されるまでは、現状の収集・運搬を継続します。

供用開始後は、本市圏域のごみの収集・運搬は本市が継続して実施しますが、サテライトセンターから広域ごみ処理施設への運搬は組合が実施します。

##### (2) サテライトセンターの整備

サテライトセンターの整備は組合で実施します。

サテライトセンターで受け入れるごみは表 7-9に示すとおりです。また、地区資源回収は直接資源化するため、サテライトセンターには搬入しません。

表 7-9 サテライトセンターの対象ごみ量（令和7年度）

項 目		受入量	
		t/年	t/日
可燃ごみ 積替施設	可燃ごみ	6,721	18.41
	家庭系収集ごみ	3,194	—
	家庭系直接搬入ごみ	713	—
	事業系直接搬入ごみ	2,814	—
ストックヤード	燃えないごみ <sup>※</sup>	552	1.51
	家庭系収集ごみ	352	—
	家庭系直接搬入ごみ	153	—
	事業系直接搬入ごみ	47	—
	資源ごみ	377	1.03
	ペットボトル	55	0.15
	ダンボール	16	0.04
	新聞・チラシ	16	0.04
	雑誌	1	0.003
	びん類	151	0.41
	缶類	78	0.21
	小型家電	51	0.14
	乾電池	7	0.02
蛍光管	2	0.01	

※ 不燃ごみには缶類、びん類、ペットボトルを含む。

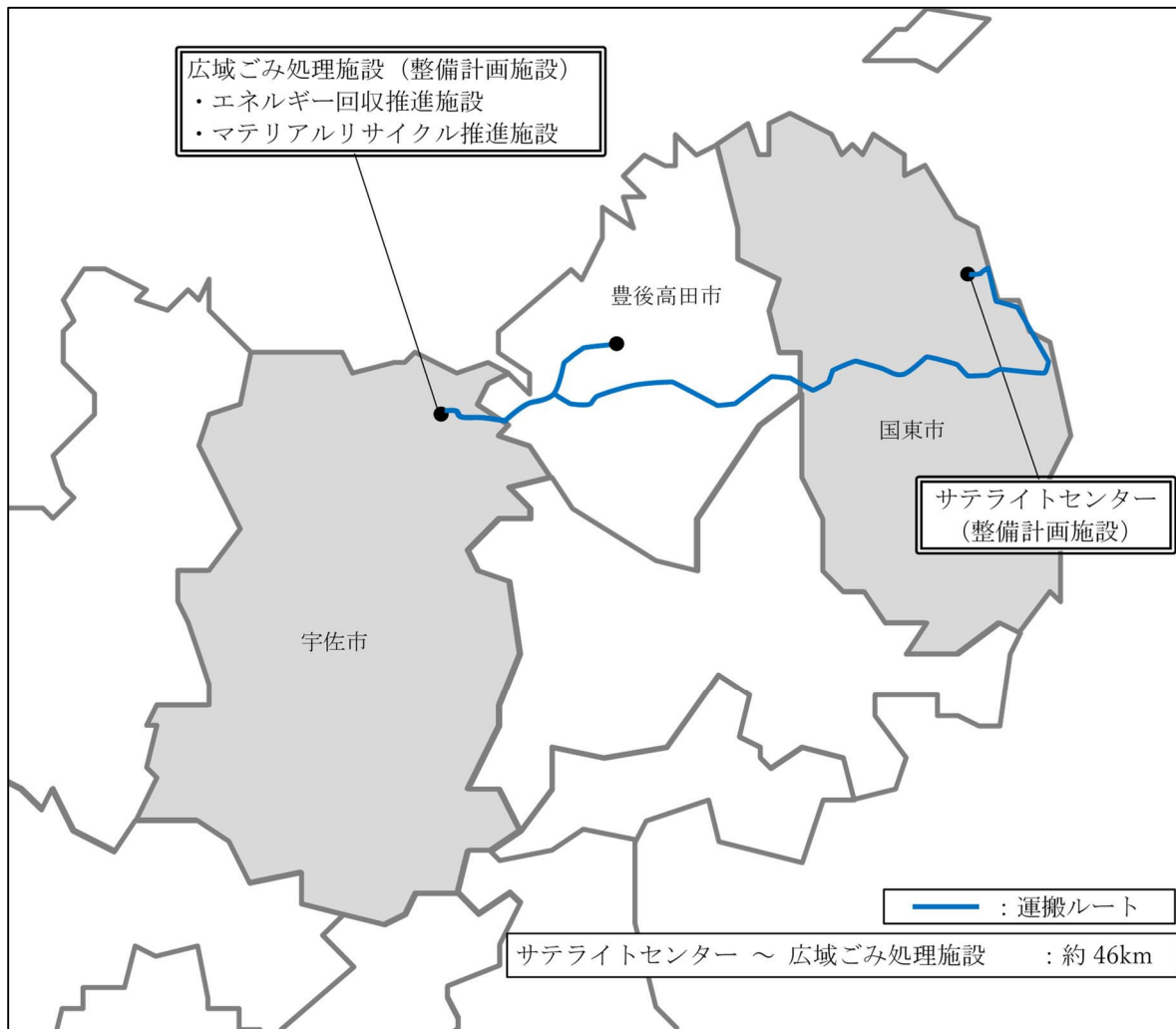


図 7-9 広域ごみ処理施設までの運搬ルート

## 5. 中間処理計画

広域ごみ処理施設が供用開始されるまでは、本市所有の国東市クリーンセンターで適正処理及び資源化の推進を図ります。

供用開始後は、中間処理は組合が主体となって処理を行います。

## 6. 最終処分計画

### (1) 最終処分計画

広域ごみ処理施設が供用開始されるまでは、本市圏域で排出されたごみの焼却残渣、直接埋立、不燃残渣及び最終汚泥の最終処分を本市が所有する国東市最終処分場で実施します。

供用開始後は、組合圏域で排出された直接埋立ごみ、不燃残渣及び最終汚泥の最終処分を実施する予定です。

最終処分場を閉鎖するまでの期間、今後も本市が主体となって施設の維持管理を行います。



(2) 残余容量

1) 埋立量と残余容量の実績

埋立量と残余容量の実績を表 7-10 に示します。過去の実績より埋立容量の比重は 0.96 t/m<sup>3</sup> となります。

表 7-10 埋立量と残余容量の実績

項目\年度	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
焼却残渣	t/年	440	390	372	385	433	379	358
直接埋立	t/年	7	6	22	5	14	10	25
不燃残渣	t/年	163	169	153	147	148	122	145
最終汚泥	t/年	19	32	22	23	24	16	33
合計	t/年	629	597	569	560	619	527	561
残余容量	m <sup>3</sup>	9,279				6,800		6,000

2) 令和6年度までの埋立量及び残余容量の予測

令和6年度までの埋立量及び残余容量の予測は表 7-11 に示すとおりです。

表 7-11 埋立量及び残余容量の予測(令和6年まで)

項目\年度	単位	R3	R4	R5	R6
焼却残渣	t/年	372	361	353	343
直接埋立	t/年	15	14	14	13
不燃残渣	t/年	138	133	130	124
最終汚泥	t/年	26	27	27	27
合計	t/年	551	535	524	507
埋立容量	m <sup>3</sup>	529	514	503	487
残余容量	m <sup>3</sup>	5,471	4,957	4,454	3,967

## 第5節 災害廃棄物処理計画

### 1. 災害廃棄物処理計画の概要

国東市は、災害時に発生する廃棄物の円滑かつ適正な処理を推進するために、「国東市災害廃棄物処理計画（平成29年3月作成）」を作成しています。以下に、その概要を示します。

#### (1) 対象とする災害及び想定規模

南海トラフ地震等や平成24年7月に発生した九州北部豪雨を想定し、地震災害及び水害を対象とする。

表 7-12 想定する地震の規模

想定地震	タイプ	マグニチュード (モーメントマグニチュード)	最大震度	本市における 最大震度
南海トラフ地震	海溝型	9.0 (9.1)	6強	5強
別府湾地震	活断層	7.2 (7.5)	7	6弱
周防灘断層郡主部地震	活断層	7.0 (7.2)	6強	6弱

#### (2) 対象とする水害の想定規模

平成24年7月の九州北部豪雨の146mm/日とする。

#### (3) 対象とする廃棄物

地震災害及び水害により発生する廃棄物と、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

表 7-13 対象とする廃棄物の種類

廃棄物の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>●木くず ●可燃物 ●津波堆積物 ●廃船舶 ●コンクリートがら等 ●不燃物 ●廃家電</li> <li>●有害廃棄物 ●金属くず ●腐敗性廃棄物 ●廃自動車等 ●その他、適正処理が困難な廃棄物</li> <li>●被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（生活ごみ 避難所ごみ し尿）</li> </ul>

### 2. 災害廃棄物処理

災害廃棄物の発生量は、想定した地震災害のうち、最大となる南海トラフ地震について示す。

#### (1) 発生量の推計

《瓦礫発生量》 合計……………28,459t

項目	数値	項目	数値	項目	数値
全壊	14,625t	木造火災（全焼）	0t	床上浸水	4,308t
半壊	9,292t	非木造火災（全焼）	0t	床下浸水	234t

《津波堆積物量》 津波堆積物……………141, 360t

《種類別発生量及び換算容積》 発生量合計……………169, 819t 換算容積合計……………135, 646 m<sup>3</sup>

項目	数 値		項目	数 値	
	発生量	換算容積		発生量	換算容積
可燃物	6, 850t	17, 125 m <sup>3</sup>	金属	1, 805t	1, 641 m <sup>3</sup>
不燃物	6, 077t	5, 525 m <sup>3</sup>	柱角材	1, 291t	3, 228 m <sup>3</sup>
コンクリートがら	12, 436t	11, 305 m <sup>3</sup>	津波堆積物	141, 360t	96, 822 m <sup>3</sup>

(2) 廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の稼働率を上げることにより対応を行う

廃棄物の処理のフローを図 7-10 に示す。

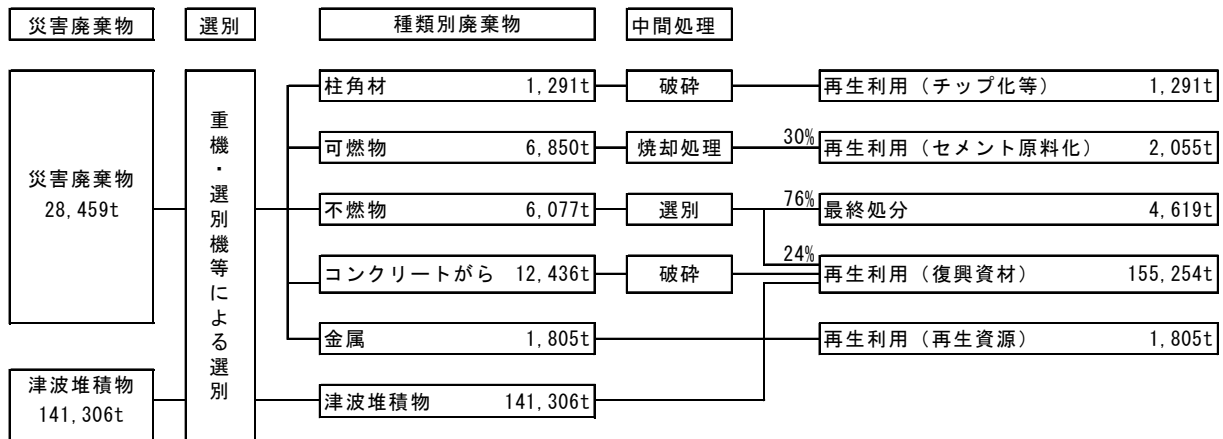


図 7-10 廃棄物処理フロー

## 第6節 進行管理

### 1. 廃棄物処理基本計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、取り組みの実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取り組みへとつなげることが必要です。

本計画を円滑・着実に推進し、また、より高次の取り組みの展開を目指すため、点検・評価、計画見直し、計画実行のPDCAサイクル（Plan（計画）－Do（実施）－Check（点検・評価）－Action（見直し））に基づく進行管理を行っていきます。PDCAサイクルのイメージを図7-11に示します。

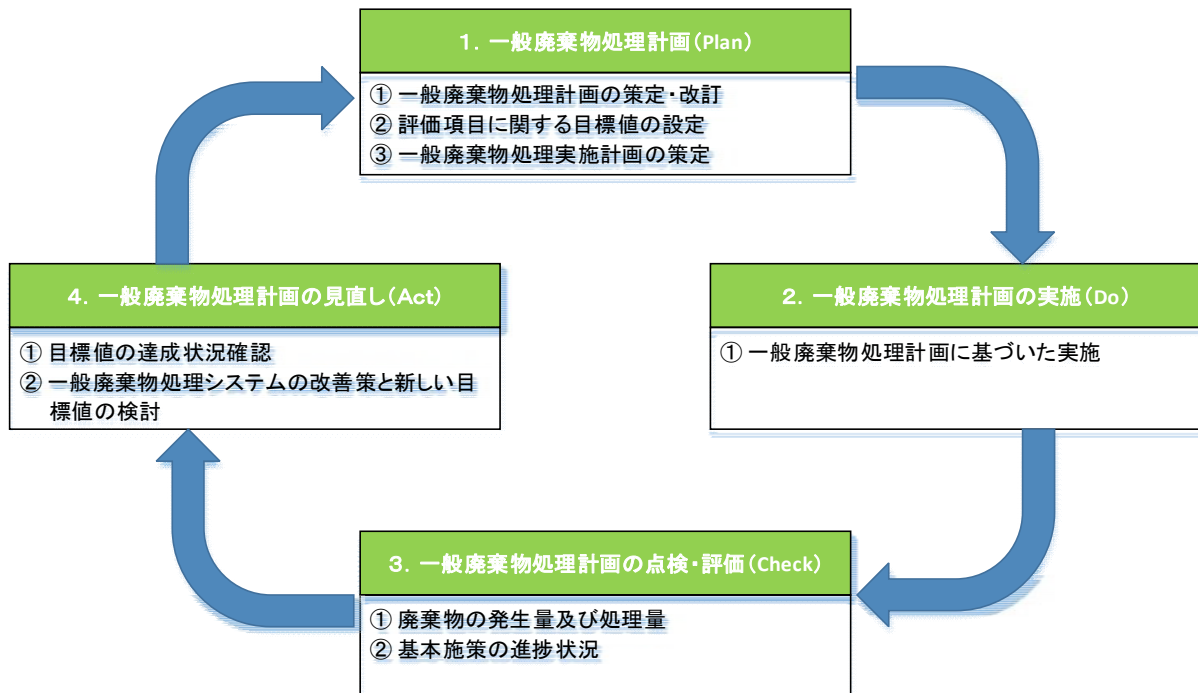


図 7-11 PDCAサイクルのイメージ

### 2. 計画施設の推進計画の進行管理

計画施設の推進計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているかチェックを行うなどの進行管理を行うとともに、事業効果などを的確に評価できる体制づくりを進めます。

#### (1) 進行状況の評価

計画の進行状況进行评估するため、基本計画に基づく具体的な施策の実施状況や具体的な数値目標の達成状況などを評価し、課題をまとめます。

#### (2) 進行状況の公表

整理された現状と課題については、広く住民や事業者公表します